

第八十七回国会 参议院 大蔵委員会 会議録第三号

昭和五十四年二月十五日(木曜日)

午前十時四分開会

委員の異動

二月十三日

辞任

森田 重郎君

補欠選任

野末 陳平君

出席者は左のとおり。

委員長 坂野 重信君
理事 梶木 又三君
藤田 正明君
矢追 秀彦君
中村 利次君

委員

浅野 拓君
糸山英太郎君
河本嘉久藤君
嶋崎 均君
戸塚 進也君
藤井 裕久君
藤川 一秋君
細川 護照君
上田 哲君
竹田 四郎君
福岡 知之君
吉田忠三郎君
鈴木 一弘君
多田 省吾君
佐藤 昭夫君
渡辺 武君
市川 房枝君

国務大臣

大蔵大臣 金子 一平君

政府委員

大蔵政務次官 中村 太郎君
大蔵大臣官房審議官 米里 恕君
大蔵省主計局次長 加藤 隆司君

大蔵省主税局長 高橋 元君
大蔵省関税局長 副島 有年君
大蔵省理財局長 田中 敬君
大蔵省証券局長 渡辺 豊樹君
大蔵省銀行局長 徳田 博美君
大蔵省国際金融局長 宮崎 知雄君

国税庁次長 米山 武政君

事務局側

常任委員会専門員 伊藤 保君

説明員

経済企画庁物産局物産調査課長 新名 政英君
経済企画庁総合計画局審議官 高橋 毅夫君
法務省刑事局刑事課長 佐藤 道夫君
厚生大臣官房企画室長 新津 博典君
通商産業省産業政策局物産対策課長 藤本 裕君
資源エネルギー庁石油部計画課長 笑輪 哲君
郵政省貯金局第一業務課長 岩島 康春君
日本銀行総裁 森永員一郎君

参考人

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件
○租税及び金融等に関する調査

(財政及び金融等の基本施策に関する件)

○関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○航空機燃料税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(坂野重信君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る十三日、森田重郎君が委員を辞任され、その補欠として野末陳平君が選任されました。

○委員長(坂野重信君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

租税及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に日本銀行総裁森永員一郎君に参考人として出席を求め、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答へあり〕
○委員長(坂野重信君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(坂野重信君) 租税及び金融等に関する調査を議題といたします。

去る十三日の委員会において、財政及び金融等の基本政策について金子大蔵大臣から所信を聴取いたしておりますので、これより大臣の所信に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○竹田四郎君 経企庁は来ておりますか。――最近、海外市況が大変大きく上がっているわけでありまして、一月から二月、これにかけてフィナンシャル・タイムズの指数を見ても、あるいはロイター指数を見ても急激に上昇を続けているわけでありまして、ここ数カ月の海外市況というものを

を一体経企庁はどう把握しておられるのですか。

○説明員(新名政英君) 御説明いたします。

海外市況というものは、主として卸売物価に係るものと思っております。卸売物価の最近の動きを見ますと、十月を底といたしまして、昨年の十一月から若干全体といたしましては上昇に転じております。その上昇の主な原因は海外要因というものがあろうと思っております。

ちなみに、最近の五十四年一月の卸売物価を見ますと、前年同月に比べまして一・六%のマイナスということになっております。そのうち海外要因は大体一%のマイナスでございますけれども、そのうち円高によりまして――昨年に比べましての円高でございます、大体二・九%ぐらい下がっておりますから、海外の価格と申しますのは一・八%ぐらい昨年に比べた上で上がっている、こういうように理解しております。

○竹田四郎君 私、時間ありませんから、そういうことをいま聞いておられるわけじゃないんです。海外市況の今後の見通しはどうかということを知りたいわけであって、海外要因がどうかとか何とかという、卸売物価がどうなるかということ、私はまだ少しも言っていない。だから、問いに対して正しくひとつ答えてください。海外の市況はここ数カ月、一体どういふふうになるのか、それを聞いていますのです。

○説明員(新名政英君) 海外要因と申しまして、一番日本に影響がございましては原油であるかと思っております。御承知のように、原油につきましてはOPECの値上げがありまして、暦年ではドルベースで一四・五%上がることになっておりまして、年平均ではドルベースで大体一〇%ぐらい上がる、こういうふうに理解しております。

それ以外の海外要因につきましては、やはり若干後上がるといふように理解しております。

以上でございます。

○竹田四郎君 経済企画庁は大体石油中心で、ほかのアルミとかなんとか、いろいろの貴金属もありますよ。あるいは綿花だつて穀物だつてあるんです。そういう問題について今後の見通しというのは全然持っていないんですか、石油だけ。それとも、そういうことは担当じゃないから私は知らないと言ひですか。どっちなんですか。あなたが担当でないと言ひなら、担当でないものをそつ詰めたつてしようがないんですからね。

○説明員(新名政英君) 私たちのところの物価見通しと申しますのは、マクロの観点で物価見通しを作成しております。コスト要因といたしましては、生産、雇用、雇用者所得、為替レート、輸入価格の動向、こういうものをコスト要因として見まして物価見通しをつくっております。需給要因といたしましては、生産ですとか消費をマクロの立場から見まして見通しをつくっておりますけれども、個々の具体的な品目につきましては、今後どうなるかという点につきましては、余り詳しく勉強しておりません。

○竹田四郎君 どうもそれでは……。いま物価情勢というのは大変大きな問題になってきている。しかもそれが海外要因に起因するところが大変多いというのに、そういうことでこれからの物価と景気と雇用と、あるいは財政を含めて、一体そういうことで論議できますか。個別の商品は知りませんが、個別の商品がわからなければ全体のあれもわからぬじゃないですか。そういうことで大蔵委員会に、あなた経済企画庁としてよく参加できる準備をしてきたね。私は大変遺憾だと思ひますが、恐らくそれ以上はお答えができません。どう思ひますか、もうあなたに対する質問はその辺でやめておきます。

これは大蔵大臣どうなんですか、海外市況はどう見ているんですか、政府は。

○政府委員(米里忍君) いまお話し海外市況でございますが、御指摘のように、ロイター指数その他で見ましてかなり各種目とも強含みということ

で推移しております。特に目立ちますのは銅、鉛といったような非鉄金属のグループですが、数字は申し上げませんが、御承知のように最近、特に去年の秋以降と申しますようか、あたりから急速に上がつてまいつておるといふことでございませう。非鉄金属だけではございませぬ、そのほかにも原木その他を中心といたしましてかなりの値上がりを見ております。これはいま企画庁からもお話がございましたように、今後のわが国の物価動向にも大きな影響を及ぼしますので、私どももこの推移を注視しておるわけでございませぬが、今後ということになりますと、私ども余り専門的でございますが、今後につきましては、個別の商品についてはよくわかりませんが、今後につきましてもなかなか楽観を許さない状態にあるんぢやないかということに注視しておるという状況でございます。

○竹田四郎君 これ、一時的な要因としてみるか、ある程度継続的な要因としてみるかによつて日本の対応というものが当然違つてくるんぢやないかと思ひます。だから、私が一番知りたいのは、こういう海外市況というものが、先ほど言ったように為替相場との関連も当然あるわけでありませぬけれども、少なくとも海外要因はかなり物価を引き上げています。要因になってくることはこれは私否定できないと思ひます。長続きするかどうか、まあ一時的現象でまた下がるんだというふうに見るかによつて違つてくると思ひますが、その辺は一体どういふふうにごらんになっておられるのか、大蔵大臣なり日銀総裁もその辺は詳しいだつたらと思ひますから、どちらでも結構でございますが、ひとつどういふふうにごらんになっておられるのか、お願いをしたいと思います。

○参考人(森永貞一郎君) 十一月から卸売物価が騰勢に転じたわけでございますが、この三カ月間に卸売物価一・四%上がりました。それを要因別に分析しますと、国内の要因が○、四、海外要因が一・〇、その海外要因の中で契約要因によるものが○、六で為替要因によるものが○、四ということになっております。一月になりましてこの為替要因によるものはなくなりまして、○、六が一月の騰貴率でございますが、国内、海外半々で、海外の要因はすべて契約要因ということになっております。それはやはり海外の市況によるものでございまして、特に値上がりいたしておりますものにつきましてはただいまお答えがございましたが、私ども注目いたしておりますのは、やはり海外、国際的に景気が少しよくなつてまいりまして需要がふえてきておる。その反面、たとえば銅などにつきましてはアメリカで採算の生産が落ちておるとか、あるいはアメリカで採算の合わない銅山を整理いたしましたとか、そういう供給面の要因もあるわけでございまして、その辺が今後どう推移するかということになりますと、世界の景気がやはり少しよくなつてきておるような感じもいたしますので、海外の市況の問題については、先行きやはり堅調を続けるものと見なつてはいかぬのかなという感じがいたします。もつとも、市況商品につきましては御承知のようにも騰落常ないわけでございますが、この数日間には少し落ちつきました。ロイター指数も二月になりましてからかなり、一・二%ぐらひ上がったのでございませぬけれども、この二、三日はややマナスに転じておりますので、先行きどうなりませぬか、私どもも毎日の市況の動きに関心を持ってながめておるのが現状でございます。先行き余り楽観等ではないかと思ひます、そういう感じでございます。

○竹田四郎君 いまお話しやられたように、海外の契約要因といふことが、要するに価格の引き上げということだと思ひますが、それが私もそう急に、これが一時的現象で、後下がっていくというふうには私も考えないわけでありませぬが、いままではそういう海外要因というのが円高によつて消されていくということ、卸売物価というものが比較的安定していったというわけでありませぬが、最近の為替相場見ますと、どうも円高傾向ではなくてややドルが強くなつたり弱くなつたりいろいろありますけれども、傾向的にはドルが強くなつておるし、最近のアメリカの連邦準備理事会の理事長ですか、ミラーさん等の発言から見まして、ドル防衛というのはいかぬ本気でどうも腰を入れてきたというふうな感じを私は持つわけでありませぬが、そうすれば必然的にいままでの円高というものがなくなつてくる可能性という、円高のメリツトがなくなつてくるのぢやないかという可能性があるわけでありませぬ、大平首相も大体ドル二百円程度の推移を希望するといふように言つておられますが、二百円ということになりますと、円高メリツトというものが消えてくれば、私は海外市況要因というものが日本の卸売物価にかなり大きく響いてくる可能性がこの面から出てきたんぢやないかと、こう思ひますが、大蔵大臣どうですか。

○国務大臣(金子一平君) いま竹田さん御指摘のとおり、為替は大分最近落ちつてまいつております。それは、一つはドル防衛の効果が漸次浸透してきたということだつたらと思ひます。二つは、それが、しかし、一面において海外の市況が大分活発になつてきた、値上り傾向になつてきた、それが相対的に日本の卸売物価にも影響してまいりませぬから、これはやはりよほど目を離さないように、常時注目して必要な対策をとつていかなきゃいかぬなというふうにごらんになっておる次第でございます。

○竹田四郎君 外的要因としてはそういう問題があるんですが、内的要因としてはどうなんですか。

最近卸売物価、年率にして七・四%に近い上がり方を示しておりますが、年率七・四%の上がり方というのは私は相当激しい上がり方で、これはやはり無視できないし、卸売物価が上がつてくれば、それはタイムラグを伴いながら当然消費者物価指数の上がる要因になるわけでありませぬから、幸い、いまのところ消費者物価指数の上がり方は幾らか落ちつておるにしても、卸売物価が上がつてくるということになれば将来物価の安定などと言つておれないし、大蔵大臣の所信の表明の中でも、私が拝読をいたした感じでは、予算編

成が、物価は鎮静している、安定しているという考え方のもとにことしの予算が組まれているわけでありませうけれども、これが上がってくるということになると、ことしの予算というもののあり方というものは、これは当然考え直さなくちゃならぬということになるわけでありませうけれども、国内的な要因として警戒すべきものとしてはどんな問題を考へていらっしゃるのですか。

○國務大臣(金子一平君) 幸いにいまのところは消費者物価も比較的落ちついております。しかし御指摘のとおり、今後卸売物価の値上がりやCPIに波及するが、これは十分注意していかなくやいかぬと思っておりますが、マネーサプライの状況を見ましても比較的落ちついた、まあ多少上がったと言われておりますけれども、落ちついた状況を示しておりますし、今後いろいろな指標を十分注意しながら、やはり日本経済の円滑な運営には物価に最重点を置かなくやいかぬような時代になってきておるといふふうに考へておる次第でございます。

一部では、株式市場の株価が暴騰しておるとか、土地が最近値上がりしているんじゃないかというような、それがすぐインフレにつながるような指摘もございませうけれども、株の方は、これは事業会社の剰余金の運用として一時株式市場に流れ込むというようなことで最近のような動きになっておると思っています。これが全般的に波及するとは私もまだ考へていない次第でございます。

まあ土地にいたしましても、現在の土地重課の枠組みは外しておりません。今度御提案申し上げましたのは、御承知のとおり、優良住宅地の供給とか公的土壌の提供に対する一部のごく制限された範囲内における課税の軽減を図っておる次第でございますが、全般的にそれが仮需要につながっているというふうには私も見ていないわけでございますし、しかし、いろいろな面においてこれから物価の動向を重視しなくやいかぬという点につきましては、竹田さんと全く同意見でございます。

○竹田四郎君 国内要因に入る前に、一体イランの情勢とOPECの問題と国内における石油のどうも値上げの問題、まあメーカーあたりですでに値上げを発表しているわけでありませうけれども、これはまあいままでの値上げというのは、イランの情勢もありませうが、一つは為替相場の関係も当然あるうと思つておられるけれども、そういう関係で、石油についての今後の主として価格の問題、量的な問題もあるでしょうけれども、その量を含んでの価格の問題というのは一体国内の物価にどういふふうな影響を持つていくのか、この辺をお聞きしたいと思います。

○説明員(美輪哲君) お答えいたします。世界的な、世界の石油の需給によりまして日本の獲得し得る原油の量も決まっておりますし、それから国際的な価格の動きによりまして国内での石油価格というものも影響を受けることは、必ずそういうふうな形になるであろうというふうに考へております。

まず、世界の需給でございますけれども、一ころのように供給が需要を上回っていたという時期はもう過ぎまして、昨年の十月末以来のイランの騒ぎによりまして、通常イランは全世界の原油輸出量の一五%ないし一六%を輸出しておたわけでございますけれども、それがゼロになるといふことになれば、当然のことながら世界の需給に影響を与えるわけでございます。ところが、現在のところはイランが全く輸出をしておりませんけれども、ほかの産油国が増産をしておりますので、現在のところではまあ世界的に需給は一応マッチしている、ただし、一ころのような供給が需要を上回るといふ状態ではございません。非常に窮屈になってきております。

価格の面でございますけれども、御存じのとおり、OPECの昨年の総会でもって今年四段階に分けて値上げをいたしますが、最終的には十一月一日に前年度に比へますと一四・五%の値上げということになります。ただ、現在では需給が窮屈になっておるものでございますから、世界におき

ます原油のいわゆるスポット価格でございますが、これは相当な値上がりをしております。一ころは四ドルプレミアムがついたというような話もございましたけれども、現在では七ドルないし九ドルというふうなプレミアムもついているのが現状でございます。

それに加えまして、産油国の価格に対する態度でございますけれども、これはたとえばサウジなんかもそうでございますが、昨年八百五十万バレルというところで、年平均八百五十万バレルの生産をしておたわけでございますが、この一三に増産分については少し高く払えと、一説によりますと第四クォーター、第四・四半期の値上げ幅である一四・五%を払えというふうな動きがすでにご覧になって、これを受けまして、日本に對しましてメジャーはOPECの公示価格に加えまして十七セントないし二十セントをパレル当たり高く払えというふうなことを言ってきておるわけでございます。そのほかの産油国でも、従前よりよいに量が欲しいければ値段を高く払えというふうな国がぼつぼつ出てきておりました、これがOPECで決めた価格のアップ以上の価格アップになる可能性もあるわけでございます。

したがって、それが日本の国内に入つてまいりますれば、石油類の価格というのは当然上がることになります。昨年の、先ほど先生が御指摘なさいましたように、円高のメリットがございましたもので、ドル建てでは原油価格が上がりおたわけでございますが、円建てになりまして下がっております、それが石油製品の値下げというところに結びついたのでございますが、今後はやはり国際的な原油価格の動きにつれまして、日本の石油製品の価格は上がることはやむを得ないだろうと、そういう傾向で推移するであろうというふうな考へております。

○竹田四郎君 石油の価格はだからかなり上がると、いままでより上がるということでありませうが、ただ、今度のイランの問題が他国に影響を

えるという心配はないですか。たとえ今度のイランの問題というのは、前の国王の、外貨が入ってくるということで近代化を急に急ぎ過ぎた、石油をうんと売って外貨をためるといふ形の問題が国内の物価あるいはいろいろなひずみを残したということでありませうが、こういう影響というのは他国に及ぶ影響はないですか、中東の他国に。

これは他国に及ぶということになると、いまのところはサウジも口では増産をしてイランの不足分を補いませう、イラクあたりもそれに似たようなことをおっしゃっているようでありませうけれども、しかし、この波がやっぱり中東全部を覆うということになりますれば、いまそんな石油をたくさん出して国内に外貨を得ても、それは国内にはインフレを残していくわけでありませうから、そういうふうなことじゃなくて、もっと資源というものを長続きさせよう、それでマイルドにその資源を利用していこうというふうな、そういうような反省というものが起きる可能性は私はあると思つておるけれども、そういうことをエネルギー庁というのは計算に入れて先ほどの御答弁なのかどうか。

○説明員(美輪哲君) 非常にむずかしい御質問で、的確に答えられないかもしれませうけれども、これはまさに国際政治の力学がどういふふうな動きかということに密接に絡んでくることであらうと思つておる。

ただ産油国にとりまして、御存じのとおり非常に急速な工業化ないし近代化を進めていた国もあるわけでございます。それから石油収入をいわゆる社会の福祉あるいは社会の水準の向上ということに使つていた国もあるわけでございます。一般的に申しまして、イランが非常に急な近代化を行つてきた、これは単に産業構造の面だけではないに、宗教と社会とのかかわり方という点についても非常に急な近代化を進めてきたという事情があるにしましても、急な近代化あるいは工業化を進めたことのためにパレド王国と

いうのはつまづいたという認識は確かに持つておるようでございますが、私も危惧しております。近現代化のために必要な外貨、これは石油輸出によって得られるわけでございますけれども、そのような性急な近代化というのは控えた方がよろしいと、したがって、石油の輸出というのは控えた方がよろしいという空気が起こり得る可能性はないとは言えないと思っております。

現にホメイニ師の方針と申しますのは、イラン人の必要のために石油収入を使うと、そのために必要な石油しか輸出しません、というように基本的な考え方と申しております。したがって、そういう考え方というのが、たとえば一番近い湾岸諸国などに影響を与えないという保証はないと思っております。

ただ私も、先ほど申し上げましたような産油国の増産によっていまイランの輸出減というものは随われておりますと申し上げた背景には、いわゆるOPEC諸国は消費国の立場についての理解がかなりございまして、消費国に対して、あるいは世界の石油の需給につきまして協調的であるというのが現在の状態であるというふうに理解しておるわけでございます。

○竹田四郎君 大蔵大臣、けさもテレビを聞いておりましたら、経団連の会長さんが、どうも日本政府の石油の政策というのは国民をいららさせると、とても政府の方針ではわれわれは安心してられないんだと、こういうことを言っております。特にアメリカあたりでは大変な危機感を持つていらっしゃるわけですが、政府としてはやっぱりあれですか、石油については現状では価格の面でも量の面でもそう心配はないと、こういうふうに本当に思っているんですか。

○国務大臣(金子一平君) これは通産大臣の所管でございますけれども、私が伺っているところでは、一―三月に必要な数量の確保は十分でございますという各商社からの報告を受けておるから、

一―三月が一番需要の多いときでございますので、それが乗り切れれば、とにかくさあたるの心配はないと、しかし、今後の動きについては十分注意していかなくちゃいかぬと、こういう発言を通産大臣から伺っております。まあ、最悪の時期だけは乗り切れたんじやないかと、こういうふうに私どもは理解しておりますが、どうか思ってください。

○竹田四郎君 私は、そうやっぱり簡単ではないだろうと思っております。一―三月を乗り切っても、現に石油メーカーは、私どもから言わせれば円高差益をため込んで、そして一時一部分には乱売というふうなことも起きておられますけれども、現実には石油各社とも石油の値上げをいまやっておりますね。そういたしますと、政府の考えているほど石油メーカーというのは純真でもなければ国民のためを考えていない。むしろいままでの穴のあいた分をここへ来て埋めたいと、だからもつともうけたというふうなことが、私はかなり強く感ずるんです。そうすれば、このイランの問題を中心としての石油の価格の便乗値上げというふうなもの、当然今後の卸売物価なりあるいは消費者物価の上昇に拍車をかけていく要因になると思っております。その辺は石油会社の便乗値上げ、あるいは円高差益の問題、こういうものを考えれば、私は当然政府として石油の価格に対する手を打つべきだろうと。それでなければ、せっかく政府が組んだ――まあ、私どもは賛成ではありませぬけれども――今年度の予算なり経済見通しなりというものは大幅に狂ってくるんじゃないだろうか、こういうふうに思っておりますが、どうですか。

○国務大臣(金子一平君) 一番やはり警戒を要するのは、いまお話しございました石油製品に対する便乗値上げの問題だろうと思っております。これが一波万波を呼ぶようなことになりますると大変なことでございますので、もう政府は総力を挙げ、便乗値上げを抑えるための最善の努力をしようというところで、企画庁中心でございまして、けれども、着々と努力をいたしておる次第でございます。

○竹田四郎君 やはりその点は国民も心配している面だろうと思っております。ガソリン等の値上げというふうなものも現に行われているし、あるいは高価格を維持しているという面が非常にあるわけですから、そういう点では、いまは聞きたいわけですけれども、そういう対策というのを企画庁で対策をいま練られているというんですが、もしお答えできればお答えいただきたいし、お答えできないけれどもお答えしたいんですが、お答えできません。それじゃ、わかり次第これはひとつお知らせをいただきたいというふうに思っております。

もう一つは減量経営、あるいは不況カルテルという問題が私には国内的要因であると思っております。なるべく少なくなつて値を上げていこうと。いままさに企業家のマインドというものは、とにかく量をふやすんじやなくて価格でもうけていこう。これが減量経営で会社の企業収益がふえてはならないと思っております。他は、ひとつ株式や債券で差益をもうける。まさに生産家ブローカ―かわからぬというふうな、そういう経営態度が一方にありまして、その二つが今日の物価にはやはり影響してくるだろうと思っております。これは通産省の方お見えであると思うんですが、これも、そうした減量経営とか不況カルテルというふうなものに対して一体どうするのか。私どもは、むしろ公共事業を見ましてもその他で見ても、もうすでにポトルネットが出てくるわけです。全国的に見ますと、偏在的な配給なりあるいは偏在的な価格上昇というふうなことが起きていくわけですから、やっぱり私は卸売価格の上昇に大きく影響を及ぼしている、悪影響を及ぼしている。こういうのに対して一体通産省はどうかというふうなことを考えているんですか。そして各企業に、いままで彼らが続けてきた、品物を少なくつくって高く売ろうと、こういうことに対してどう指導しようとしていらっしゃるんですか。

○説明員(藤本裕君) お答え申し上げます。最初に、不況カルテルの件でございますけれども、不況カルテルの運用につきましては、従来から、独禁法に定める要件に合致するかどうかということ個別に判断いたしまして、要件に合致していれば認めるが、要件に合致しなかつたれば打ち切るといふ基本方針で臨んでおる次第でございます。

なおちなみに、五十三年度におきましては十二品目について不況カルテルの対象品目があったわけでございますけれども、現在ただいまは六品目は廃止をしております。現在、六品目は残り六品目でございます。

具体的に申し上げますと、廃止いたしましたのは、短繊維の紡績糸、これが昨年の六月末で廃止をしております。それから塩化樹脂につきましては五十三年の八月末をもちまして打ち切っております。それから人造黒鉛電極につきましては昨年の十月末、それから石綿スレートにつきましては同じ十月末に打ち切っております。

それから、最近の例で申し上げますと、本年の一月末で期限の参りました梳毛の紡績糸、それから酢酸ビニルモノマー、この二つにつきましては、先ほど申し上げました基本的な方針に沿って不況カルテルは廃止をしておるということでございます。現在残っております品目といたしましては電解アルミニウム、それから合成繊維、それから外装用のライナー、中しん原紙、両更クラフト紙、それから合成繊維用染料、以上六品目でございますが、これらの品目につきましては最近の需給、価格動向を見ますと、徐々に需給関係につきましましては改善されつつあると見られますけれども、なお探算ラインの状況には達していないということもございまして、今後とも需給の価格動向、市況の推移等を十分注意してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

それから、あと先生御指摘の問題につきまして、公共事業関連物資等々の問題につきまして

は、私どももいたしましては、各個別の商品、物資ごとに十分きめ細かく調査、監視を続けてまいりたいと考えておりました。ちなみに申し上げますと、公共事業関連物資につきましては、省内に公共事業関連物資の需給価格等に関する対策本部というものを昨年から設置しております。たとえばそういったような場を通じて、関係物資につきましては個々具体的に十分調査、監視を今後も続けてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○竹田四郎君 どうもはつきりしないし、いまの段階で通産省がまだひとつ価格の引き上げに手をかそうというくらいにしか私は感じられないのですよ。やはりこういうインフレ的な芽というものは、私はなるべく早く摘む必要があると思うのですよ。これ以上がっちゃたらことしの予算だつてどうなるかわかりませんよ。そういう意味でどうもいまの御答弁は私は満足いきません。

これは大蔵大臣ね、閣議の中でも、そうした不況カルテルは見直さなくちゃいけないことはもちろんでありますけれども、これは不況カルテルを結ばなくたって、お互いに減量経営をやる、減量生産をやるということになれば、協定はないにしても、独禁法には違反しないにしても、現実に業界全体が不況カルテルをやっていると同じことでしょうか。こういうことはあつちやならぬと思うのですよ。早いうちにそうした物資の価格の高騰というものを抑えていく。これが私は四十七、八年のあの当時のインフレの教訓の一つだろうと思うのですけれども、これはやっぱり大蔵大臣、あなたは財政経済の運営のなめにあるわけでありまして、担当は一応通産にしまして、これ考えてもらわねばいかぬと思うのですけれども、どうですか。

○国務大臣(金子一平君) 需給がだんだんと逼迫してまいりましたような場合には、不況カルテルの打ち切りも相当思い切つてやつていかなくやいかぬ、あるいは生産増を促すような手も必要によつては打つていかなきゃいかぬと、私個人として

してはそういうふうに考えておりますので、今後物価対策上通産当局と十分連絡しながら必要な対策を講じてまいりたいと、こういう気持ちでおります。

○竹田四郎君 私は、物価上昇の一つの引き金になつてゐるのは株式市場の異常な高騰、これがやはりそうしたムードをつくり上げてゐると思うのですけれども、これはただ単に事業の余裕資金がこれだけ入つてゐるという一その要因はいろいろあると思ひます。しかし、やっぱり銀行がそういう土地や株式に対する金を貸してゐるんじゃないのですか。これ銀行局長どうですか、その辺は。

○政府委員(徳田博美君) 現在の株式市場に対する金融機関の融資が、それが背景になつてゐるのではないかと、このことではございますが、現在民間金融機関の貸し出しは、かつての過剰流動性のよくなるときと違ひまして、貸し出しの伸び率は非常に落ちてゐるわけでございます。現在年率九%程度で推移してゐるわけでございます。しかしながら、一方企業の手元の余裕資金は、一部の企業についてはかなりの水準に達してゐるわけでございます。これは現先市況その他の水準にもあらわれてゐるわけでございます。

したがひまして、現在のところは、株式市場の動きについてはもちろんいろいろな原因があると思ひますけれども、当面民間金融機関の貸出金の運用その他の面が主体をなしてゐる面もあるのではないかと、このように考えております。

○竹田四郎君 私は企業家の余裕資金——もちろんこれが大宗を占めるものだと思うのですが、そのほかにやはり銀行が株式を買う、株式の決済、こうしたものに多くの金を出してゐると思つてゐるのです。しかし全体として株の取引が多くなつてゐるわけですか。

そうなつてきますと、土地に対する融資の問題は、これは衆議院の予算委員会でも議論になつた点ですからこれには余り触れたくないと思つてゐる

すけれども、やっぱり株式の異常高騰には金融機関がかなりてこ入れをしてゐる、あるいは金融機関自体がそういうさやかせぎをやつてゐる、こういうふうに見ざるを得ないと思つてゐるのですが、この辺は一回ちゃんと調査をして——株式だつて、こんなダウ平均が六千二百円なんというべらぼうな値の上がり方というのは、だれが考えてもこれは不健全です。そういう意味ではこれはひとつ調査をして、そういうものがあればそれは控えさせる必要があると思つてゐるのです。この反落というものがいつかは起る問題でありますし、それがまたせつかく景気の上向きかげんなどところにマナス要因として働くことは当然でありますから、これはひとつ厳重に調査をして、金融機関でも土地やあるいは株式の売買に金を出してゐるというものがあれば、これを規制していかなければ、これはマネーサプライにも私は影響してくると思つてゐるのです。これは大蔵大臣どうですか。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘のうちの土地の問題につきましては、先般金融機関に対して土地購買を助長するような融資の自粛について厳に示達したところでございます。また不動産業あるいは建設業のうちの土地関連融資につきましては、今後定期的に報告をとりましてその動向を監視して、これは土地の最近の地価の動向にもかんがみまして予防的な措置としてこのような手を打つてゐるわけでございます。

なお、株式関連につきましてはいろいろと実態を調べてみたい、このように考えております。

○竹田四郎君 同じですか、大蔵大臣は。

○国務大臣(金子一平君) 今日までの私どもの調べておるところでは、むしろ事業会社が設備投資もできないで余剰資金を残して、それを短期で運用してゐるのを中心に今日の株の高騰を招いてゐるというふうな聞いておるのでございますが、なお御指摘の点もございまして、私どもは十分注意をいたしまして必要な措置を講じてまいりたいと、かように考えます。

○竹田四郎君 大蔵大臣、そういうことで私は、

恐らく五十四年度が四・九%という消費者物価の上昇、それから卸売物価で二・幾らですかという形でございますが、やっぱりこういう時期に政府自体が公共料金や、それから消費税的な税金を引き上げるといふことは、やっぱり物価値上げに対するひとつの何と申すか、黙認を与える、こういうことに私は国民は見ていると思つてゐる。ですから、いろいろな米とか私鉄は上がったわけでありまして、国鉄もあればたばこもある。それから税金では揮発油税がある。これだつてもう二五%ですから大変な税金とすれば大幅で、リッター当たり十円くらい上がるわけですから、石油の事情というのはいさつき言つたとおり。

こういうことをすれば、税金や公共料金の値上げというのはここで見直してやっぱり私はストップかけないと、政府が旗を振るといふ形になる心配が私は十分あると思つてゐる。だからやはり見直して、物価に影響を与えるようなものはこの際中止して先へ持つていく、こういうようなことを私はいますべきだと思つてゐる。そして、企業にはおまえら増産しろと言つたつて、政府自身が値上げをやつてゐるんじゃないかと、こう反発してくるに私は決まつてゐると思つてゐる。そうしたものをこの際一時凍結をする。そして物価の動向を見る、こういうことはできませんか。

○国務大臣(金子一平君) 公共料金も増税もしないで済むような情勢ならば私はそれにこしたことはないと思つてゐる。私にこれにこしたことはないと思つてゐる。ある程度はやはり受益者負担の思想を貫きまさんと、結局回り回つてそれは国民の税負担に帰着することになります。ただ、一遍に公共料金を一〇%値上げするといふようなわけにはまいりません。これはやっぱり最小限度に抑えて、しかも実施の時期を十分考えながら、まあ最小限度の御負担をお願いするといふような方向で今度の幾つかの公共料金の値上げをお願いしてゐるような次第でございます。その消費者物価にはね返る程度は、予算に關連したものは〇・八%くらいというふう

に企画庁でも推算してゐる次第でございますので、

ぜひこれはひとつお認めいただきたいと思ひます。また増税は、これも酒じやございませぬ、たばこといまのガソリン税でございませぬけれども、一方において道路整備五カ年計画を遂行して、おる最中でございます。その大部分はやはり地方の生活環境の整備に充てられる生活道路中心と言つてもよいようなものでございませぬので、やはり御提案申し上げたいような程度の増税はひとつぜひお願いをいたしたいと思ひます。

たばこも非常にきつい感じがするかもしれませぬけれども、まあ嗜好品でございまして、特に酒の税を昨年上げましたようなバランスもございまして、ここ数年やつていないというような状況で御提案を申し上げたいような次第でございませぬので、そこら辺は十分ひとつ御了察を賜りたいと思ひます。

○竹田四郎君 私はいくらから大蔵大臣にござまされる割合が多いと思ひますが、揮発油税だつて一体何の財源になるんですか。いま生活道路と言つていらっしゃるんですが、生活道路の財源なんかになりやしないですよ。そういうふうにごまかしを言つてくれちゃ困るですね。

あと時間ありませんから、日銀総裁にはおいていただいて大変恐縮なんです、まとめてひとつお聞きしたいと思ひますが、最近では国債の流通価格が発行価格よりも下がる、要するに流通の利回りが大変高くなつていられるという問題はずつとに言われておりました、これは六歩一厘の国債にいままででは限られていたんですが、最近では六歩六厘の国債も同じような値下がりをしていられる。それから金融債あたりも大変もうここ値下がりをしてい始めてきています。これは恐らく先ほどの事業家あたりがそうした国債や債券、こういうものにも興味はなくなつてきた、それが株の方にシフトしてしまつてまいりますと、ただ単にクーポンの六・一だけの問題じゃなくて国債価格、あるいは公債全体の問題に問題がもう広がつてきているような気が私はします。そうなりますと、やはりこの辺で

公定歩合の問題を考えざるを得ない、あるいはクーポンの問題を考えざるを得ない、そういう時期にもう入つてきたんじゃないかということが一つでございます。

それからもう一つ、私はよく総裁に、マネーサプライによる過剰流動性の問題を申し上げてきたわけですが、このマネーサプライも昨年の後半からGNPの名目成長率を上回る伸び率を示しているわけですね。これは大変危険な信号だというふうに私は思ひます。少なくとも、M2のマネーサプライというものがGNPの名目成長率の範囲内にとどめるような目標なり措置をとらなないと、やはり過剰流動性の問題、それがやがてインフレの問題、こういう問題に私はつながるんじゃないかと思ひますけれども、その点が私は非常に心配でありますし、また、それが第二点の問題で、どんなふうにもその点をお考えになつていられるのか。

あるいはこれは日銀総裁も、新聞で拝見いたしますと、もう景気よりも物価だ、いま物価が非常に大事だといふことを何回も強調されている、日銀総裁としてはこれほど新聞で御発言になるのはむしろ珍しいくらいにも御発言になつていられる、そのことは私は日銀総裁として当然であると思ひますし、警告を与えられていることは非常にいいことだと思ひますけれども、これから一体、恐らくいままでは財政が物価を下押しする役割りを果たして、そのしりぬぐいを金融がするということ形ですけれども、いまのように景気が全体として落ちてきていられる、民間経済の役割りよりも公共経済の役割りが大きくなるということになりますと、金融の操作によつてそうしたことは私はある一定の限界が来ているというふうに思ひますけれども、しかし、日銀としてはあくまでもそうした過剰流動性なり余資なりを吸収する手段というものを講じなくちゃならぬと思ひますけれども、そうした預金準備率の問題だとか窓口指導の問題だとか、いろいろ私はあると思ひますけれども、そういう方向について日銀総裁は具体的に

どういふ金融手段を通じて、クーピングインフレーションといふ段階は言つていいと思ひますが、それを征伐しようとなさつていられるのか、その三問について大変恐縮ですが、簡単にお答えいただきたいと思います。

○参事(森永貞一郎君) お答え申し上げます。

第一点の公社債市場の現状でございますが、私も非常に心配をしております。特に、六分一厘物の発行条件との乖離は〇・七程度に達しておるわけでございます。それではなかなか新発国債の消化もできにくいわけでございますので、来年はまた国債が——ことしですか来年度ですか、国債が十五兆円も出るわけでございますので、その消化の万全を期しますためには、やはり公社債市場の現状を大変憂慮してはいるわけでございます。もつとも、六分一厘物は少し異常に市価が低落している感じでございます。六分一厘物よりも三カ月くらい前に出ました六分六厘物も、いままでは安定しておりましたが、昨今、百円の発行価格をわずかに割つてはおりますけれども、まだ六分一厘物との間には〇・三割ぐらいの開きがあるわけでございます。そのことから見ましても、六分一厘物の価格形成はやや異常なものがあるのではないかと。つきましては、実勢が一体どの程度かということと判断いたしますには、もう少し市場の推移を見きわめなければならぬと思ひます。

いづれにいたしましても、短期資金はもうあり余つておる。先ほど御指摘がございましたように、株式投資等にも流れ込んでおるわけでございます。資金の流れが少し変わつていられる、長期物に少し偏しておる国債の発行の形を、やはり市場の金の流れの実態に即して改めるということも必要じゃないか。昨年は三年物の入札公募が行われたわけでございますが、ことしはさらに二年物も四年物も加えて公募入札制を拡充しようという政府の御方針に承つておりますが、そういうことで、やはり市場のニードの実態に即した発行形態を考へていただくことが必要ではないか。

それともう一つは、やはりシンジケート団の引き受けもかなりの額に達するわけでございますので、その部分につきましてはやはり市場の実勢に即した条件改定を、いますぐとは申しませんが、いづれしていただかなければならぬのが実勢ではないか。これは全体の長期金利水準を上げるというふうな意味じゃなく、やはりいろいろなバランスを見直すというふうな形で行われるべきではないかと思つておる次第でございます。

金融債についてもいま御指摘がございましたが、これはまだ発行条件の利回りよりもマイナスの利回りになっておるわけでございます。いろいろな長期資金の実情に即した発行条件が望ましいと、その改定をやはり機動的にやつていただくということがどうしても必要じゃないかと思つておる次第でございます。

公定歩合についてもお話がございましたんですが、公定歩合が下がつて金利全般が下がつてまいります過程においては既発債が値上がりするといふようなことで、新発債の消化も促進されたといふことでございますけれども、いまの金利水準は、もうこれ以上上げる必要もない適當でもないという程度まで下がつておるわけでございます。そういうときに国債消化のために公定歩合を下げて金利全体の引き下げを推進する、これは実は本末転倒でございます。その効果も一時的なものではないかと考へております。したがって、いま絶対避けなければならぬと私は思つておる次第でございます。

次に、マネーサプライでございますが、どの程度のマネーサプライの伸び率であれば物価も上げない、インフレも絶対起こさないうことにならぬのかという、その辺の実体経済とマネーサプライの伸び率との定量的な関係の把握がなかなか理論的にもむづかしいわけでございます。私どもまだマネーサプライを目標値化することはちやうどおるのもそのためでございます。そのために昨年四半期ごとにマネーサプライの子

測を公表いたしました。それが現実にとりなるか、その間の実体経済の動きがどうなるかというようなことを始終見きわめておると、それによつて国民の間にもマネーサプライに対する御理解が進んでいくようにというふうなことで見込みを発表するということを始めたいわけでございます。今後さらに一歩進めて目標値化することも検討しております次第でございますが、それにつきましてはやはり外国の実例、中には試験的に実施いたしましたけれども途中でやめたというふうな例もございまして、やはり目標値化することの利害得失を十分検討していかねばならない問題ではないか。しかし、もちろんマネーサプライの推移には過去における苦い経験もございまして、今後とも一層関心を深めていかねばならないのが現状ではないか。

数字を申し上げますと、M1では昨年の初め六、七%でございましたが、年末には一%ぐらいい上がつておると、またM2も一―三月は一〇%台でございましたが十二月には一―二%台に増加しております。一―三月も恐らく一―二%台で終わるかと思ひますが、一見落ちついているような感じではございますが、一方、企業の短期保有有価証券が非常に増加しておりますわけでございます。たとえ現先市場などが繁榮しておるのもその反映でございますが、これはやはり企業としての流動性の増加でございますし、また金融機関の融資姿勢が弾力化しております、いつでも借りられるというふうな感じが一部には出ておるわけでございます。そのこともあわせ考えますと、企業の流動性はかなり高い水準にきておるのではないかと。その意味ではやはり流動性の高さは非常に關心を持っておるわけでございます。そのときどきのマネーサプライの伸び率が適正かどうかというところは、やはりそのときどきの物価、景気の動向、経済全体の動きなどにらみ合わせて考えなければならぬ問題だと思ひますが、現在は先ほど御指摘がございましたように、物価面が少し心配になっておりました、その意味で今後とも

このマネーサプライの動きには万全の注意を払つて、いやくも通貨面からインフレーションだけにはしないようにということをおもひたいとしてはかたく期しておる次第でございます。

第三に、景気が物価かというお話がございましたが、着実な伸びを示しておる感じになってまいりました。もちろん構造不況産業の問題もございまして、また企業の減量経営ということからする雇用問題等いろいろ深刻な問題もございまして、そういう面につきましては、きめの細かい対策をお願いしなければならぬと思ひますが、一般的に見ますと、景気の回復の足どりは底がたいものが出ておるわけでございます。その意味での金融面からの一層の緩和、利下げは恐らく必要でない、適当でもないというのが私どもの感じでございます。

支店長会議などで聞きますと、地方の企業経営家の中の一致した意見として、企業経営は少しよくなった、しかしここでまたインフレになつて物価が上がるようだとまた苦しまなければならぬ。ついでには、やはりインフレの再発だけは絶対避けてもらいたいという意見が大部分でございまして、これはまことに私どももいたしましては心強く感じておる次第でございますが、そういう声もございまして、また国民の声もございまして、私どももいたしましては、通貨面から物価を引き上げ、インフレの再燃を招くようなことは絶対に起こさないうようにしなければならぬ。その意味で金融政策の今後につきましても、時々情勢に即して、いやくも誤りなきを期さなければならぬ、かたく期しておるのが現状でございます。

抽象的で申しわけございませんが、いま考えておりますことは以上のとおりでございます。

○上田哲君 安定成長なるものの中で資金の流れが一つ大きく変わつてきている。これは財政金融政策の転換期であるという認識に立つべきではないかというのが私の考え方の出発点であります。

経済企画庁の二月の月別経済報告は、一口で言へば不況の脱出宣言だと、まさに安定成長なるものの根おろしができつつあるんだということになるんであります。そういう中で国の財政は赤字の風穴があいて国債で埋めると、そして大企業の方は金だぶりと、これは金融の超緩和と言われる中で、しかし民間設備投資の増加が出てきたり、あるいは製品在庫の積み増しという現象が出てくるわけではない。その中でまあ大幅ななぶりという状況にある。そしてまた、その一方でもう一つ注目すべきは、中小企業のウエートが高まっているということになるんじゃないか。まあ大まかに言うとそういう区分けの仕方。これは別な言葉で言えば、高度成長期というのが大企業、大銀行と、こういふ二つのプールの間の行き来であつた資金の流れ、その大まかなものが、まあ抜き出して言えば中小企業、個人というところにひとつウエートを高めているところを顕著に見るべきものがあるであろう。だから、その水の流れは変わったんだけれども、しかしまだ十分な水路ができ上がっていないというふうな認識すべきだと思ひますが、この基礎的な認識はよろしいでしょうか。

○國務大臣(金子一平君) いま上田さん御指摘ございましたように、高度成長期から低成長期に入つて、金の流れが底辺の方にウエートがついてきたと、それは全くそのとおりだと思ひます。

で、まあ高度成長期ですと、どうしても金融機関が大企業の設備投資に向けるために大きな貸し出しをやつておつたことは事実でございますが、それがだんだんと時代が変わつてきましたから、やはり中小企業中心に重点を置いてきておる。その数字的な説明は政府委員からさせていただきます。だからといって、中小企業向けの金融に移り変わることは私も考えておりませんので、専門金融機関としての中小企業金融が非常に大きな役割を果たしてくれておることも私は信じておるわけでございます。数字的にはいま政府委員から説明させていただきます。

○上田哲君 数字的にはまあいいですが……。總裁、流れが変わつたが、まだ水路は十分にできていないという認識はそれでいいですか。

○参考人(森永貞一郎君) 一番大きく流れが変わりましたのは、国民の貯蓄超過を企業の資金不足が吸収しておりましたのでございまして、それがいまはこの企業資金の需要がそれほどございませぬ。まあそれを政府が吸い上げて財政で使つておる。その流れが一番大きく変わった点じゃないかと思ひます。

おっしゃいますように、大企業、中小企業の間でもこの流れが変わりつつあると思ひます。また、一次産業、二次産業から第三次産業の方に金の流れが変わりつつあるということもあろうかと思ひます。私も、この金融機関の資金の融資の状況を見ていますと、そういう流れの変化がほのかながら見受けられているのが現状ではないかと思ひます。現状が果たして十分であるかどうかという点につきましてはいろいろ問題もあるかと思ひます。やはり中小企業金融の疎通については今後ともますます努力をしなければならぬと思つておる次第でございます。

○上田哲君 水路が必要になつてきて、その水路が十分にまだでき上がつていないわけではないという認識は大体お受け取りすることができると思ひます。私はきょう、その中小企業水路とでも言ひましようか、そういう部分にできるだけ重点を置つてお伺ひしたいと思ひます。

出荷額などから見ても、非常に大きなウエートが上がることはこれは間違いないわけでありまして、そういう点でひとつ、業態別の金融機関の中小企業の貸出割合、最近都市銀行などのシェアがふえてきていると思ひますが、そういうあたりでひとつ概括的に御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(徳田博美君) 中小企業向け貸出残高の各金融機関別の比率でございますが、五十三年三月末におきまして、民間金融機関が中小企業貸し出しの八六・九%を占めておるわけでございます。

す。そのうち全国銀行が四三・六%、中小企業専門金融機関が四三・三%でございまして、そのうち相互銀行が一〇・三%、信用金庫が四・二%、信用組合が七・四%でございまして、それから政府系中小三機関の比率は一三・一%でございまして、これは五十二年三月末でございまして、実は五十二年四月以降、中小企業貸し出しに対する分類の方式が変わりまして、五十二年三月末までは中小企業向け貸し出しの範囲を資本金一億円以下の企業に限っていたわけでございまして、五十二年四月以降は資本金一億円以下または常用従業員三百人以下ということにしたわけでございまして、この新しい基準によりまして、同じく五十二年三月末で全国銀行の比率が新基準によりまして五〇%に上がると、このような結果になっております。

○上田哲君 相互銀行、信用金庫、つまり中小企業を対象の民間金融機関なり政府系なりというのが全体の中ではないか、もともと力を入れなきゃならぬとかいうことにはなるわけですか。

○政府委員(徳田博美君) 中小金融専門機関、相互銀行、信用組合、これはもちろん中小企業金融の専門機関として専門性の発揮に努めているわけでございまして、これは私企業としての自主的な努力を行っているわけでございまして、それから政府系中小三機関につきましても、これは全体の中小企業向け貸出残高に占める比率は漸次上がっているわけでございまして、たとえば四十八年の三月には中小企業向け貸出残高のうち九%を占めておりましたものが、五十三年三月には、先ほど申し上げましたように一三%に上がっているわけでございまして、したがって、政府系中小三機関も大いに充実に努めているわけでございまして、

ただ、最近全国銀行の比率が高まっておりますのは、先ほど大臣あるいは総裁からの御答弁にもありましたように、最近における高度成長期から安定成長期への移行に伴いまして、大企業の資金

需要が相対的に減少しているわけでございまして、あるいは自己資金が増大しております、そのような面から、全国銀行におきましても中小企業金融に非常な力を入れておられるわけでございまして、そういう意味で全国銀行の比率が伸びているわけではございません。したがって、中小金融に対してすべての金融機関が非常に努力を傾注しているということの成果がこの数字になっているのではないかと、このように考えております。

○上田哲君 私の質問は、逆に先に言ってしまったかもしれないですけれども、つまり大企業、大銀行というシステムが流れて変わってきていると、その分がしみ出しているという実情の中で、そういう形になってきているという実情の中で、まあそのことは一つの現象なんだけれども、あおりを受けてということになるかどうかは言い方の問題でしようけれども、その中小に向かつての資金の流れが、中小の側から見ればいま一歩という状況にやっぱりあるということにはなるだろうかということをお願いいたします。一言でいいですか、それでいいですか。

○政府委員(徳田博美君) 大企業の余資が先ほど申し上げましたようにだんだんふえておりました、資金需要が減っているわけでございまして、したがって、全国銀行が中小企業に向かつているわけでございまして、そのことは中小金融機関の資金の比率から言っておられますけれども、しかし、中小企業金融機関もそれなりに融資につきましては非常な努力をしております、このように考えております。

○上田哲君 それは努力をしております、それは努力しなきゃ商売にならないという程度のことでは、言えませんが、あたりまえのことなんです、あたりにまのことなんです、たとえば全国銀行が五十三年九月現在で言くと、金利比較で言くと、全国銀行は六・〇七八%、相互銀行は六・九四二%、信用金庫が七・七五%という数字がはつきりしているわけですから、そうなるにつれて、平たく言って中小企業が金を借りやすい、安い金を借りられると

いうようなことで言えば、やっぱりそのところがウエートを高めている。つまり中小企業というものが日本経済全体の担い方の中でウエートを高めている。資金の流れの中でもウエートを高めているということに比しては、十分に優遇されているという言葉を使っていないかどうかからいって、優遇されているまでには至っていない。いま一歩の努力を見るべきところにあるんじゃないかというところではないかという、これはひとつ大臣うなづいていらっしゃるから、大臣から一言でいいんです。

○国務大臣(金子一平君) まあ満足すべき状況ではないと言われればそれとおりでと思っておりますが、非常な努力をして、とにかく日本の経済を背負って、これからは中小企業なんです、その方々に重点的にやっておりますことは事実であります。

なお改善すべき点につきましては今後大いに努力をいたします。

○上田哲君 最重要という言葉はともかく、今後努力すべきところがあるならばということの方を受けとめますけれども、実は、もう少し具体的に言った方がいいんですけれども、京浜工業地帯、東京の大田区、品川区というところは、工場や商店が大田区で二万五千、品川区で一万七千というところですよ。そしてそのうち、仮に十人未満というところを線で引いてみますと、大田区で八九%、品川区で八五%という非常に中小というよりも零細企業の密集地帯ということになるわけです。こういうところを少し歩いてみますと、これはやっぱり実態から突き上げてくる問題というものは大臣の言われるもつと努力すべきであるということに、たまたま当たってくる。たとえばある品川のプレス工場の経営者は、これだけの低金利時代に年利一〇・八%というのが、これは実態なんです。大企業がだぶついた資金で土地投機という流れがあり、あるいは株式の流れがあり、これを窓口

規制なり等々のさまざまな手を打たれているという一方で、この部分というのはやっぱり重視しなければならぬ。つまり行き渡っていないということになるではないかということをお願いいたします。

○政府委員(徳田博美君) 民間金融機関としては中小企業、零細企業に非常に意を用いているわけではございませんが、一方、民間金融機関の融通を困難とするような零細企業につきましては、国民公庫等を通ずるといえばマル経資金のような制度もございまして、そういう面を御利用いただければその辺の一〇・何%というような金利のものにつきましては、内容によりまして代替ができるのではないかと、このように考えております。

○上田哲君 それはあたりまえの話で、そうならないじゃないかと、このことを言いたいわけでは、だからたとえば、それに深入りしていると時間がないんで急いでいきたいんですけれども、たとえば五十三年度の中小企業白書では、中小企業のアンケートをとってみれば、やはり何と言っても圧倒的に金利が高いという声が上がってきているわけで、第二に問題というのは担保、保証条件が厳しいと、こういうことにはなるわけだから、銀行局長がおっしゃる通りに、こっちはちゃんとするじゃないかということにならないというところに問題があるわけだから、これはやはり私はそうすればいいじゃないかじゃなくて、もつとあなたがおっしゃるようなところに政策努力目標がなければいかというところに政策努力目標がなければならぬ、ないんだと、こう思うのですが、大臣いかがですか。

○国務大臣(金子一平君) 無担保、無保証の新しい制度を数年前にやっています、中小企業、特に零細企業対策には努力をしておりますので、ごさいするけれども、いまお話のございましたように、なかなかやっぱり十分行き渡らない層もあるようにございまして、今後もこの点につきまして

は十分留意しながら対策を進めてまいりたいと思えます。

○上田哲君 その十分に努力ということが、具体的に大蔵省の法人企業統計年報では、資本金の五百万から一千万、二百万から五百万というところが一番高くなっていますね。八・六ですよ。こういう数字が具体的にあらわれるのです。十分努力とおっしゃるんだけれども、この辺のところは仕方がないというようにお考えになるのかどうか。金利が高くなっているのは向こうへ行けばいいじゃないか。さっきも申し上げましたように、担保、信用力の面で大企業に劣るからというのでどうしたって劣勢条件にあるわけだし、あるいは小口融資だから強くなるわけないか、逆に足元を見られると言葉は悪いけれども、優遇されないという流れはこれらも厳然としてあるわけですね。だからそこが仕方がないのか。仕方がなくてこういういま出ているような、はつきり数字が出てくる利子率の具体的な推移をどう変えなければならぬのか、あるいは変えられるのか。いま具体的な例をばんとそこで出せとは言いませんけれどもね。つまりこういうものを、すっかり数字の上にもあらわれているこういうものをやむを得ないということになるのか、何とかしようとするのか、そこだけでいいですよ。

○政府委員(徳田博美君) 法人企業統計にあらわれております数字はかなり時期的に若干古い数字でございますので、最近の金利引き下げを必ずしも反映してない面があるんじゃないかと思えます。

御承知のとおり、いま国民、中小公庫の貸し出しは七・一%になっているわけでございます。先ほど大臣から申し上げましたように、そういう政府関係機関の活用につきましては今後ともいろいろ努力を勉強してまいりたい、このように考えます。

○上田哲君 それは困るんだな。資料が古いのでございませぬ。それを言われちゃ困るんでございませぬ。去年の十二月に新内閣発足して、経企

庁から実情調査をやったじゃないですか。その実情調査の報告で、金利が高いために中小企業の利便度が低下しているという報告があるじゃないですか。資料が古いのだの何だのなんという、そういう小役人的な問題の逃げ方というのは、私はやっぱりそれじゃ問題を解決しようという態度だということになると思わぬですよ。

大臣、事実政府内部にもこういう報告があるわけですね。資料が古いんじゃないかと。だから打出の小づちをいま出さないとはすぐ言いませんけれども、この実態を改善する方向へひとつ努力しなければいけないんだという事は、これは大臣自身からひとつ承っておきたいと思えます。

○國務大臣(金子一平君) 十分最近の実態をまた調査いたしました報告いたしますけれども、私どもの方としては、過去の古い貸し付けで金利の高かったものにつきましては、円高緊急対策融資でございませぬか、不況産業融資で必要なものにつきましては六・一%くらいまで金利を下げるとか、いろいろの対策を講じております。ただ、そういうものに該当しない公共種目があるいは七%、八%が残っているかもしれないけれども、なお実態についてよく調査をいたしまして御説明申し上げます。

○上田哲君 たとえば、調査して努力をされるというところまで伺いたいわけですが、たとえば、これはオーソドックスなことでしょうか。この際懸案となつて、あるいはネックになっているような問題を一つずつではがして見よう。

たとえば中小企業にもっと簡単な手続を策定してみることか、あるいは従来から中小企業庁から進めば大蔵省では厚い壁にぶつかると資金の使い方、産業投資特別会計のような問題とか、そうした問題をひとつ何と前を進めてみようと、方向として、具体的にどのどれをと、いま具体的には何遍も言うように結構だけれども、そういう具体的な問題に手を染めながら、ひとつやむを得ないと

いうところから前進してみようという努力、こういう努力を大臣ひとつ承っておきたいと思えます。

○國務大臣(金子一平君) いま上田さんの御指摘の点につきましては、これは中小企業庁が各種目についてよく心得ておりますから、中小企業金融の条件の改善につきまして今日までいろいろ努力をしまして、今後改善できるように努力をさせていただきます。

○上田哲君 結構です。ひとつせひ努力をしていただきたいと思います。

これ、大蔵省、金融当局がそういう問題に全然そっぽ向いていられるはずはないから、いろいろなことを考えていらつしやうしていることはほくらも勉強するわけです。

たとえばいま進めていらつしやる、これは銀行局長の何かのれんのような感じになってきているけれども、新金融効率化、これはかきね論とかいろいろな問題も絡みながら非常にぎやかな議論になつていられるわけですが、都市銀行の何と何と進出の目覚まし、それから、たとえばそれに対応して相互銀行の相互という文字の問題とかいろいろ出てくる、そういう問題の中

では、何か新金融効率化という言葉なり議論の中には、私たちがイメージとしてすぐ浮かぶのは、もう合併とか合理化とか、言ってみれば銀行という、そうでなくてもかたく冷たいイメージをさらけ出して、それが立たせるような感じに受け取られている面は確かにあるはずなんです。まさかそんなことを考えていらつしやると思わないという聞き方で聞きたいのですけれども、そうじゃないというところでございませぬか。余り長い演説は要りませぬよ。

○政府委員(徳田博美君) 新しい金融効率化という考え方は、先ほど先生御指摘のように、いろいろ高度成長から安定成長に向かつて金融機関の経営環境が非常に厳しくなつていられるわけですから、今後金融機関がもっと経営の効率化に努めて、安

い金利で貸し出しができるようにということが一つございませぬ。

それから、やはり金融機関の社会的公共性という点から、金融機関に対して経済社会が要求している機能、特に、たとえば先生御指摘のような中小企業金融であるとか、公害防止金融であるとか、あるいは社会福祉のための金融であるとか、そういうものへの資金配分をさらに効率的に進めるべきであるという、つまり社会的、経済社会的見地からの効率性、この問題もございませぬ。

民間金融機関自体の効率性、経済社会と申しませぬか社会的公共性の立場からの効率性を、両方を合わせて実現するようにというのが新しい金融効率化の考え方でございます。このためには、金融機関に対する過保護と申しますか、護送船団的な行政はもう社会的に許されせんから、適正な競争原理を導入して、大いに自主的に創造努力、工夫をしておらう、こういうことがわれわれの考え方でございます。

したがって、この効率化が進めば中小企業に対する融資は金利も下がるし、なるべく順便に行われるというようになつていられるわけでございます。

○上田哲君 きょうのしぼったテーマに即して言え、厳しい冷たい巨大なそそり立つ銀行像を志向するんじゃないかと、もつと親しみやすい、もつと借りやすい、もつと有利に活用できるような、きょうの言葉に尽くして言え、中小企業にとつちや親しみやすい銀行になるということになるんだというふうな考えをいいたければ、これひとつ大臣から、その点をどうも伺っておきたいんです。

○國務大臣(金子一平君) 上田さんのおっしゃるとおり、国民のだれにでも安心して安心して相談に行つてもらえる、融資も極力簡易な方法で行われるような金融機関を持つていくことが一番理想的な姿だと私も考えております。

○上田哲君 大臣が非常にえびす様のようなことこりした顔で言われるとそこに期待をかけます

よ。ただ護送船団論とか、とにかく出てくる話が常に物騒な言葉でずっといままで言われている。かきねを低くして乗り越えた途端にまたイバラにひっかかるんじゃないかという気もする。いってみれば、ゆかたがけで夕方ぎりぎりのところで飛び込んで頼むよと言ったらヨッシャということになるような、そういうことではなければこれから銀行はやっていけないんですから、借り手がなくなるということになるんだから、そういう大きな変化の中で、冒頭に転換期だという認識は共通したわけですから、ぜひいまのような方向で具体論として進めていただくようお願いをしたい。

ついでに、かさにかかって言うようですけれども、いまは借り手も探さなければならぬというようなことがあるから、かきねを低くしたり物騒な言葉はだんだん少なくなっていくことはあっても、苦い経験で言えば、たとえは総需要抑制のときにばっさり中小企業の切り捨てということが行われたわけですね。いまはそういう事態ではないからいいけれども、今後いつまでここに続くのかみたいなこともついでに聞いておきたいから、その切り捨て論——切り捨て論ということは今後もありませんね。

○政府委員(徳田博美君) いまは金融緩和期でございますから、先生御指摘のとおり、中小企業に対して非常に金が流れているわけでございます。今後も、金融逼迫期におきましても、一たん中小企業と取引を始めた以上は、最後までその中小企業を大事に取引を行っていくように常々金融機関を指導しているわけでございまして、特に金融機関自体の貸し出しの中小企業に対する比率、総貸し出しの中に占める中小企業貸し出しの比率につきましても、これをディスクロージャーという形で公開させることによって、社会的な理解を得るとともに、金融機関みずからがみずから規制するよう持っている、このように考えております。

○上田哲君 たとえば、そういう懸念があったら通達を出しますか。

○政府委員(徳田博美君) いま申し上げましたディスクロージャーの点につきましては、現在金融制度調査会で議論をいたしております。その方向にいま進んでいるわけでございまして、したがって、何らかの形で法令——通達だけではなくて、できれば法令にも何らかの形に盛るような形になるのではないかと、このように考えております。

○上田哲君 時間が迫っていますから先を急ぎますが、国債の問題なんです。これは総裁、非常に困ったこと、困った事態だと思いますね。

二、三日前に民放のテレビを、予告を見ておりましたら、二・二六というのでびっくりしたんですが、二・二六、二月二十六日の夜に達磨宰相高橋は清とか、それがぐっとコマージュシャルの宣伝に出てきたのを見てギクツとしたわけですよ。それが、そういう世界でもいまは思い起こされるという、財政当局にとっては何というか、不拔の鉄則を生み出したようなああいう教訓も、やっぱり押し流される情勢の中では、わかっていながらとんでもないところへ、深みにはまってしまうという状態がある。これはやっぱりそれが二・二六のときのそうした教訓のあり方と周りの情勢の問題への戒めだと思っております。そんなような不安感をだれもが持っていると思うんですよ。これはどうなるんだろうというところを国民全般が非常に不安を持っていて、これはその要路においては十分な見通しがあるのかどうかということにそもそも不信任感を持っているので、その辺の議論をしていけば限りもないことなんでありまして、けれども、当面、それと目の前の対応ということが問題になるわけですね。

だれもが言う六・一 国債の応募者利回りと流通利回りの乖離の問題、けさの情報によればほぼ横ばいの値動きだった六・二 利付金融債などの中期債も値下がりである、債券価格の値下がりも中期債にまで及んできたというよう、とにかく一つの連鎖反応がいろいろ起きてきているわけですね。五

十三年度じゅうに、もちろん出納整理期間があるわけでしょうから、その分五月までという理屈もあると思うんですけども、五十三年度じゅうに消化しなきゃならない国債はどれくらいあるのですか。計画上では一兆だけども、この一兆が税金の増収分の関係でどのくらい見ればいいんですか。

○政府委員(田中敬君) 市中消化で本年度歳入として確保すべき国債はお説のとおり一兆円でございますが、委員の御指摘のように、出納整理期間にどれくらい送って、三月に発行すべき金額はどれくらいになるかというところは、一応本年度の予算の執行状況をながめまして、不用額がどれくらいであるか、あるいは税の収入がどの程度見込まれるかというところを勘案しなくてはならないわけでございますが、現在のところ、いづれにつきましてもその用途が立っておりません。そういう意味におきましては、三月債をどれくらい発行するかというところは、ぎりぎり今月末ころまでにめどをつけたい。しかし、そこまで待っても税の自然増収、あるいは不用額が確定するわけでございます。増収、あるいは市場の状況も考えながら、市況というもので、出納整理期間に送る金額というものは、その観点からも考えなくてはならないと思っております。

○上田哲君 つまり、それじゃ全然わからないじゃないか、投げだという話になっちゃいますよ。大体増収を三千億と見込んで、七千億ぐらいというふうに見ていいですか。

○政府委員(田中敬君) 何ともこの点はお答え申し上げかねます。

○上田哲君 申し上げかねると、出せないことになっちゃう。これは出しつ放しということではできないわけだから、あとは山となれということになれば、これは政策放棄になるんだけれども、しかし、出せる出せないという議論じゃありませんか。出せる、出せないという議論じゃありませんか。自分からこれはもう立ち往生になるわけですね。二

月も四千億というところが一千億にとまったわけですね。その一千億にとめてみたら、実際の乖離はどういうことになりましたか。

○政府委員(田中敬君) 二月の発行額を削減したことによって市況が好転したという影響は出ておりません。

○上田哲君 という状況の中では、まあ一兆円をどれくらい税収で削れるかわからないが、私は大体七千億と見ますけれども、とても見込みが立ちませんね。

○政府委員(田中敬君) 国債の消化と申しますのは、市況がよりに下がってまいりますのは、一つには個人消化で非常に証券会社が販売に苦勞しておるといふ現象が一方出てまいります。それから金融機関の引き受け、いわゆる大宗をなします市中金融機関の引き受けにつきましては、保有した国債が期末に評価損を計上しなくてはならないという問題はございますけれども、金融機関につきましても、自分が引き受ける国債と、自分が持っておりますそれらに供給する資金の資金コストの関係で経営上、収支上どういふ問題があるかという観点から見れば、シ団との契約に基づいて適正な金利にすれば消化が不可能であるということとは毛頭ないものと見ております。

○上田哲君 最後のところは、そうありやあたりまえなんです。そこは打ち出の小づちとは言わないけれども、最後は逃げ場をつくればというのは、あたりまえのことなんです。

そこで日銀総裁に伺いたんですが、さっきのお話にも、実勢をいふことなんです。実勢はいろいろわかるんです。総裁としてはなるべく実勢に合わせていきたいというお考えを根に持っているらっしゃると私は理解をしております。その上に立っての質問なんです。実勢はいろいろわかるんです。その二つをあわせてひとつ。

○参考人(藤永貞一郎君) 六・一 国債の市場価格でございますが、比較的少ない量の取引によって価格形成が行われているということも考えなければならぬと思っております。また、中には発行条件

改定の催促的な動きもございました。先について六・一國債がたくさん市場に売られるんじゃないかという心配もございました。その辺のところをしっかりと見きわめまして、私といましては、できるだけ早い機会に発行条件の改定を執行していただきたいと思っております。

○上田哲君 理財局長の話も、三月の分も早くシ団との話もしなければならぬと、これはもうあと一週間かそこらでしようね、そういう状況になってきていると。しかも巨大な物が後ろに待っているという事になれば、これは決まらなければならぬわけですよ。總裁、たとえはもうずばりですけれども、三月いっぱいということになりますか。

○参考人(森永貞一郎君) 毎月、発行世話人会というのが開かれておまして、そこで発行、シンジケート団、私どももオブザーバーみたいなところで出席させていただいておられますが、それは翌月分につきまして月末ごろ開かれるというのが慣例でございます。したがって、三月分から改定をお願いできるといたしますれば、月末ないしは遅くとも月初早々と、四月ということになりますれば一月月ずれる、そういうタイミングになるかと思っております。

○上田哲君 いずれにしましても、理論的には三つしかないわけだ、一つは、國債の応募者利回りを流通利回りに近づける。二つ目は、ちょっと邪道でしようけれども、利付金融債の応募者利回りを引き下げて、相対的に國債の利回りを割り高にする。それから三つ目は、応募者利回りを若干引き上げ、金融債の利回りを若干引き下げる。この三つしか論理的にないわけですね。總裁、どれを選ぶべきだろうとお考えですか、どれかしかないわけですか。

○参考人(森永貞一郎君) その問題につきまして、國を初めとする発行者の利害、シンジケート団の利害、さらには市場の実勢と、いろいろな微妙なファクターが錯綜するわけでございます。で、現在、私にその組み合わせのどれを選べとお願いされても、ちよつとここで即答する立場にございませぬことを御了承いただきたいと存じます。これはやはり關係機關の懇談の結果、まどつちにしても論理的には何ともしなければならぬということをおっしゃっているわけだから、そして、そろそろ急がなければならぬということもおっしゃっているわけだから、だからいま実質的にどうだ、政策的にどうだということじゃなくて、理論的には第三しかないのだからと思うのですよ。その印象をひとつ承りたいということ、時間がないので、それを聞いて、もう一つだけ、申しわけない。

○参考人(森永貞一郎君) 理論的にはおっしゃる通り三つの組み合わせしかないわけでございます。その中で、そのどれをとるかということでございます。その中には長期金利全体をどうするかという政策的な要請も絡んでくるわけでございますが、私といたしましては、短期金融がこれだけだづついておるわけでございますので、資金需要の調整、しかも長期相互間においてもいろいろこの発行条件等のタイミングがプラスとマイナスと食い違つておるわけでございますので、長期金利全体を上げない方向でございまして、長期金利全体を上げる方向で考えるのはいけませんかと、これは私の個人的な見解でございますけれども、と思っておりますが、先ほども申し上げましたように、これはあくまでもやはり關係者の懇談の結果にゆだねるべきものであらうと存じます。

○上田哲君 わかりました。見きわめなきやならぬ、急がなきやならない、そして論理的にはこれだけしかない、その中でいまの御印象で、これ以上詰めるということとは適切じゃないけれども、よくわかりました。

○参考人(森永貞一郎君) これは大蔵大臣、最後の一言ですが、それはどつちにしても金融債の利回りは國債の利回りよりも上でなければならぬというこれまでの大蔵省の長期金利体系というものが、金国逆転ということになるわけですが、

○参考人(森永貞一郎君) 時間がないからもう一点一緒に御尋ねしておくのですが、いずれにせよ、こういう状況に追い込まれているということは非常に残念なことでありまして、びぼう策でしかないわけですから、結局は國債を少なくするよりしよがないんだということにそれはなるわけですが、そういうことの苦しい紛れの一つに、いまもう一遍問題を主題に戻しまして、中小企業が非常に悲鳴を上げてい一般消費税の問題があるわけですね。その議論は省きますけれども、予算委員会、總理大臣は、野党第一党が反対している限りはこれはやれないじゃないかというふうにおっしゃつた。われわれは五十五年度中云々ということも、これはもうかなり希薄になつてい、撤回されたとしても受け取りたいところでありまして、かなりこれはもう重要な意味だと思つておるんですが、主管大臣としては、そこをどういうふうにして總理大臣に即してお受け取りになるのかという二点ですね。

○参考人(森永貞一郎君) 理論的には三つしかないわけだ、一つは、國債の応募者利回りを流通利回りに近づける。二つ目は、ちょっと邪道でしようけれども、利付金融債の応募者利回りを引き下げて、相対的に國債の利回りを割り高にする。それから三つ目は、応募者利回りを若干引き上げ、金融債の利回りを若干引き下げる。この三つしか論理的にないわけですね。總裁、どれを選ぶべきだろうとお考えですか、どれかしかないわけですか。

○参考人(森永貞一郎君) その問題につきまして、國を初めとする発行者の利害、シンジケート団の利害、さらには市場の実勢と、いろいろな微妙なファクターが錯綜するわけでございます。で、現在、私にその組み合わせのどれを選べとお願いされても、ちよつとここで即答する立場にございませぬことを御了承いただきたいと存じます。これはやはり關係機關の懇談の結果、まどつちにしても論理的には何ともしなければならぬということをおっしゃっているわけだから、そして、そろそろ急がなければならぬということもおっしゃっているわけだから、だからいま実質的にどうだ、政策的にどうだということじゃなくて、理論的には第三しかないのだからと思うのですよ。その印象をひとつ承りたいということ、時間がないので、それを聞いて、もう一つだけ、申しわけない。

○参考人(森永貞一郎君) 理論的にはおっしゃる通り三つの組み合わせしかないわけでございます。その中で、そのどれをとるかということでございます。その中には長期金利全体をどうするかという政策的な要請も絡んでくるわけでございますが、私といたしましては、短期金融がこれだけだづついておるわけでございますので、資金需要の調整、しかも長期相互間においてもいろいろこの発行条件等のタイミングがプラスとマイナスと食い違つておるわけでございますので、長期金利全体を上げない方向でございまして、長期金利全体を上げる方向で考えるのはいけませんかと、これは私の個人的な見解でございますけれども、と思っておりますが、先ほども申し上げましたように、これはあくまでもやはり關係者の懇談の結果にゆだねるべきものであらうと存じます。

○上田哲君 わかりました。見きわめなきやならぬ、急がなきやならない、そして論理的にはこれだけしかない、その中でいまの御印象で、これ以上詰めるということとは適切じゃないけれども、よくわかりました。

○参考人(森永貞一郎君) これは大蔵大臣、最後の一言ですが、それはどつちにしても金融債の利回りは國債の利回りよりも上でなければならぬというこれまでの大蔵省の長期金利体系というものが、金国逆転ということになるわけですが、

○参考人(森永貞一郎君) 時間がないからもう一点一緒に御尋ねしておくのですが、いずれにせよ、こういう状況に追い込まれているということは非常に残念なことでありまして、びぼう策でしかないわけですから、結局は國債を少なくするよりしよがないんだということにそれはなるわけですが、そういうことの苦しい紛れの一つに、いまもう一遍問題を主題に戻しまして、中小企業が非常に悲鳴を上げてい一般消費税の問題があるわけですね。その議論は省きますけれども、予算委員会、總理大臣は、野党第一党が反対している限りはこれはやれないじゃないかというふうにおっしゃつた。われわれは五十五年度中云々ということも、これはもうかなり希薄になつてい、撤回されたとしても受け取りたいところでありまして、かなりこれはもう重要な意味だと思つておるんですが、主管大臣としては、そこをどういうふうにして總理大臣に即してお受け取りになるのかという二点ですね。

もう一遍申し上げますが、金国逆転という問題と、それから一般消費税の問題をひとつお答えいただいで終わりたいと思つておられます。

○國務大臣(金子一平君) 金融債と國債、償還期限が違いますから、必ずしも私はこだわらなければならないんじゃないかと第一点は考えております。

それから第二点の、總理が予算委員会、まあ野党第一党の社会党さんが反対されてはという御答弁がありましたことは事実です。しかしそれはその後、しかし財政事情がこういう状況になつておられますので、どうかひとつ御協力をいただきたいという話があったわけでございます。決して撤回したとか、あきらめましたとかということじゃなくて、反対されることはよくわかりませんが、しかし、まあやむを得ぬなあとということまでひとつ御了承いただければと、こういう気持ちで總理はお答えになっておりますから、御了承願

たいと思います。

○上田哲君 質問じゃなくて——野党第一党を尊重して、国会の場で総理大臣が、その反対がある限りはやれぬなあと言われたところは民意を尊重する最大のポイントでありまして、これはやっぱり世の中は大きな反響を持っておるわけでありまして、政治信義にかけて、これは主管大臣としてわれわれが反対している限りこれはやれぬという決意をさせていただくように強く申し入れて、きょうは終わります。

○国務大臣(金子一平君) その点はきょう、先ほど来御論議がありましたところに尽きますけれども、とにかくこれだけの赤字財政になっておるので、まあ何かの方法でここにメスを入れたいと今後の日本経済の安定的な運営はできないということでございますので、ぜひひとつ上田さんも御協力いただきますように、お願いを申し上げます。

○矢追秀彦君 初めに私は、先ほど竹田委員から物価の問題が出ておりましたが、少しいだけ、質問のダブりをできるだけなくしながら伺いたいと思います。大臣の所信表明の中で、「最近のわが国経済の情勢は、物価が安定する中で、公共投資の拡充」云々とおっしゃっておりますが、ここで「物価が安定する中で」と言われておるこの認識が、私は少し甘いのではないかと。これをお書きになった時期は、相当前であればある程度の安定は言われたが、もう現に相当物価は土地を初めとしてかなりの分野で上がっております。この大臣の認識、現状と比べてどうお考えか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(金子一平君) 当時はまだ円高の影響で相当国内の物価も鎮静しておりましたけれども、その後円安傾向になってきたとか、あるいはOPECの油の価格の引き上げがあるとか、あるいは地価とか建設資材の動き等が最近相当動いてまいりましたので、私どももいたしまして、景気回復もさることながら、やはり物価に相当の

ウエートを置いてこれからの国内の財政経済の運営に当たらなきやならぬと、かように考えております。

○矢追秀彦君 もちろん、いま言われたような要因もございしますが、私は一つだけ問題として指摘しておきたいんですが、大きな問題については竹田委員の方からかなりございしたので、全部それはカットいたします。

たとえば、最近道交法が改正になりましてトラックの過積み規制が強化されました。これはいざしやらなきやならないことだと思っております。しかし、これを強化したために運賃がいくぶん値上がりをしておるわけです。こういっただことは果たして政策的にタイミングというものはもつと考えてしかるべきではなかったか。

要するに、物価が上昇基調にあるところへこういことが入ってくる、よけいそれに拍車をかける。これはもう運送業者の方も大変車がないという中で頭を痛めておられますし、また今度それを運んでもらう人たちも、この運賃の値上がりで、いままでもらうんだのが何台も要る、こういうようなこと。これはやらなきやならぬものだと思うんです。しかし、やはり時期を考えるべきではなかったか、こう思うんですが、そういうふうな政策のタイミングというものは、それは私は非常に大事だと思っております。

したがって、大臣の所信表明の中で、物価が安定しておるなという、こういう認識であるとは、こういうようなことも出てくる。大変甘いのではないかと、こう思うんですが、そういうことも含めまして、そういう問題はどうかお考えになりますか。

○国務大臣(金子一平君) いまの過積み規制、これは車の安全運転の見地から行われたわけでございます。タイミングが悪いとおっしゃられるかもしれませんが、そのとおりであろうかと思えます。まあ、そういうことだけでなしに、とにかく世界の経済が刻々と動いておりますから、やはり

世界全体の経済の動きをよく見きわめ、また、その国内経済に波及する動きを的確にとらえて必要な対策をとらなきやいかぬ。それは決して、物価はもう企画庁の当初お考えになったとおりのもので絶対心配ありませんというふうな気持ちで今日おけません。十分物価の動きに留意しながらやっております。かように考えておられます。

○矢追秀彦君 いま国際経済の動向を言われましたが、確かにそのとおりです。

しかし、たとえば非鉄金属の値上がりですね。銅とかアルミ、鉛、こういっただものについての値上りが、いままでは一面安い面もございしました。円高の要因もありましたし、また海外の市況が大変落ちていた時期もあったことも事実です。そういっただときに、私はかねてから主張もしておりましたし、予算でもかなりつけていたでおりました。これはそうスペースも要らないし、かなりできるわけです。こういっただことはもう金属関係の方々からは、企業側もまた労働組合の方も一緒になつて大変強い要求をされてきて、政府としてもずつと予算をつけていたでおりましたけれども、こういっただことがもう少しいつて機械的にできなかったのか。いざれこういっただものが上がることは予想されておったはずですが、予想されなかったとすれば、最近ソ連が大変鉛あたりを買ったという情報が入ってございまして、これは軍需的なものなのかあるいは民需的なものなのか、原子力発電所が関係あるのかわかりませんが、そういうふうなニュースもありまして、いまま大臣言われたように、大変世界が動いていることは事実です。それだけに、絶えずきめ細かくそういうことを配慮した上での政策をいまやる以外にない。いろんなところで弾力的な機動力が出せるようなことをやらないかと思っております。

○国務大臣(金子一平君) 御指摘のとおりでございます。なほ大事なことは、機を逸せず、必要な手を着々と打っていくことだろうと思っております。それだけはいざい最善の努力を尽くしてやっております。かように考えます。

○矢追秀彦君 次に、財政再建についてでありますけれども、大蔵大臣は、「財政再建のためには、まず、歳出の厳しい見直しが必要であります。昭和五十四年度予算編成に当たっては、一般行政経費を極力抑制するとともに、政策的経費については根拠から見直すなど、歳出の節減合理化へ一層の努力をいたしました。」と、こう言われておりますし、また、総理大臣も予算委員会でおっしゃいますし、また、総理大臣も「したがって、いまままでのようなやり方、制度、慣行を維持しておいたのではとても歳出の洗い直し、歳出に切り込みまして効率的な政府を実現するな」ということはできないと思っております。国民の理解も必要だということの後で言っておられますが、いまままでの制度、慣行を維持しては行かない、こういうふうなことも言われておるわけです。相当総理も強い決意、大臣としても強い決意とこれで行かざるわけですが、特に総理の言っておられるような、いまままでの制度、慣行を維持して、それがなかなか変えられないために財政再建、特に歳出の見直し、歳入の方はまた後で伺いますが、歳出の見直しについてどういっ項目を考えられておるのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(金子一平君) 新年度の予算につきましては、御承知のとおり相当スクラップ・アンド・ビルドで、既定経費の中で、もともとから見直していただいて新規の政策に充てるというふうなことをやっていたり、あるいは補助金も相当思い切った整理をしております。ある程度これは実績は上がったと思っております。もう、もう少し、全体として振り返ってみて、もうこれで十分だなどと私も正直考えておられません。やはり制度全体をもう一度洗い直して今後の対策を立てていかねばいかぬなというふうな考えでおる次第でございます。いま、昭和五十五年度において何をどうするといふふうなところまでは

とても申し上げられる段階ではございませぬけれども、五十五年度には、さらにまた相当徹底した圧縮削減の予算を組まなければいかぬというふうな考へておるわけでございます。

○矢追秀彦君 一般経費の切り詰め、これは努力されておることは認めますけれども、これは限界が私はあると思ひますし、必ずしも一般行政経費を抑制することがすべてがいいというふうには私考へないのです。もちろんやらなきゃならぬ。むだ遣いはやめなくちゃいけませんけれども、それがすなわちこの財政再建に大きな影響を及ぼす、これは私は余り考へられない。補助金の場合にはかなりいろいろやらなきゃならぬことはあると思ひますけれども、それより私は、もっと長い間言われて依然として問題になっておるいわゆる三K赤字、結局国鉄と健保と米というこの三Kです、これは依然としてそのまま来ておるわけです。

しかも、医療費についてはもう大変ふえてきておりました、五十四年度当初でも、医療費計でも三兆三千四百四十二億というふうな、もう三千億も去年からふえてきておると、こういうふうな状況になっております。政管健保の国庫補助もふえておりますし、これはただこれを削ればいいというふうなことではなくて、医療制度そのものにかかわる問題ですから、大変大きな問題になりますけれども、やはりこれをどうするか。

それからいわゆる食費も、ただ消費者米価を上げる、それで終わりとしようなことでなく、まだまだ考へ直さなくちゃいかぬのではないかと。あるいは国鉄、これはもう相当の期間、もう十年、私が国会議員になる前から言われてまだこれ変わっていない。私自身も責任は感じておりますけれども、やはり総理が言われたのは、まさしくこの辺ではないかと思ひます。相当国民の合意も得なきゃなりません。大変むづかしいと思ひますが、これは口先だけ言われなごらいますまでできてこなかった。

かなければ、いままでのこれ自身が高度成長の力によって支えられてくるはずの来たわけですから、先ほどから低成長、安定成長時代と言われておりますその時代になって、やはりこれは見直さなくちゃいけない。だからと言って、国民に負担を簡単にふやしていくという簡単なものでは考へられないと私は思ひますけれども、まずこの三K赤字、これをどうしていか、またこれはどういふふうな形でどうされていくのか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(加藤陸司君) この三K問題、総理も予算委員会でも御答弁されておりましたが、総論と各論でいろいろ御意見があるわけでございます。そういう問題抜きまして、非常に根の深い問題それぞれ抱えております。御指摘の三つの問題以外にもあるわけでございますが、いま御指摘の三つについて考へてみますと、一つは、そのものの特別会計なり企業体の合理化という側面が一つあると思ひます。それから二番目には、純粹の公共財でないわけでございますので、たゞいまも公共料金を上げるのはけしからぬというふうな御意見もあるわけでございますが、受益者負担というふうなものをどういふふうな貫徹していかうかというふうな問題、それから三番目には、構造的な問題とか環境の問題、たとえば国鉄の場合でございますと、飛行機との間の料金のバランスをどうするかとか、あるいは米の場合でございますと、外国からのいろいろなインパクトをどう考へるか、そういうようなそれぞれの企業体なり特色を取り巻く環境の問題、こういうような三点の角の問題がいろいろあるかと思ひます。

で、ちなみに具体的に例を挙げてみますと、たとえば食費の場合でございますが、私どもいろいろ考へておりましたことは、一つは、たゞいま申しましたように、そのものの合理化というふうなことで定員削減に努めてまいりましたわけでございますが、定員削減計画ができません前の年に約二十万人おったわけでございますが、五十四年度まで

に約七千四、五百人を減らしております。それから御承知のように出張所、支所の整理もかなり思ひ切つてやっております。しかしながら、先ほど大臣も言われましたように、決して胸を張つて言えるようなことではないかと思ひますが、さらに努力をするというぐあいに考へております。

それからもう一つは、二番目の問題の例でございますが、売買逆ざやが五十一年に六十キロ当たりの約三千円ほどございましたが、御承知のように、五十一年度には二、五十二年度に四、九、五十三年度に四、二、と、末端逆ざやにつきましたは四十年以来十年ぶりになつたわけでございますが、まだ売買逆ざやは残つておるといふような状況でございます。

それから環境とか構造の問題でございますが、これは米作からより需要の多い作物に転換をさせようというところで、生産調整を進めると同時に、排水の対策事業費とか農業基盤とか、そういうふうなものに努力をしております。

国鉄につきましても、そのものの合理化といいたしましては、たとえば本年の場合定員を五千人減らすとか、来年度以降も特に運輸大臣が国鉄総裁に命ぜられたまはして、さらに定員削減を強化するといふようなこと、あるいは無人駅の増設とか、そういうようなそのものの合理化をやりまして、それから同時に、受益者の方の問題をいたしましては、本年の場合も五月二十日から運賃を上げていたと。それから構造的な問題といたしましては、高速道路とか航空機とのバランス、そういうふうなものに意を用いようとしております。

それから一番、さっき御指摘がございました医療費でございますが、御指摘のとおり五十四年度の総医療費は約十一兆といわれております。その中で一般会計から三兆三千入っております。大宗をなすものは、御指摘のように政管健保が約四千数百億、それから国保が一兆八千億ぐらゐ入つておるわけでございますが、これにつきましては、先般の国会以来継続審議をお願いしておりますが、管健保から手をつけようと思ひ、いろいろな改

善策を織り込んだ法案をお願いしておるわけでございますが、決して、いまるる申しましたが、胸を張つておるわけではなくて、これからの財政再建のためにはよりいろいろな具体的な対策をとらなきゃいかぬと思ひますが、何せいろいろ根の深い問題でございますし、利害関係が非常にふくそうしておるわけでございます。片方でそういう御議論があるかと思つと、片方でそれと反対の御議論もあるというふうなのが実情でございます。まあ私どももいたしましてはできる限りのことをやつていこうという姿勢でございます。

○矢追秀彦君 いまの御説明ございましたが、これは大臣にお伺いしたいんですが、いま最後にも言われたように、大変賛否両論、利害の衝突、いろいろあるわけだとして、それを解決するのが私は政治の仕事だと思つておられますが、特に、せつかく政府も七カ年計画も出されておられますが、いわゆる今後の長期展望に立つた上でこれをどうされていくのか、特に今度出された七カ年計画の中でこれはどのように扱われているのか、その点はいかがですか。

○国務大臣(金子一平君) 矢追先生のお話のございました三K赤字の問題は、私ども財政当局としても今後精力的に全力を挙げて取り組んでいかなうかと、やはり財政再建の大きな柱になると思ひますから、今後もひとつしつかりやつてまいりたいと思つておる次第でございます。

それから、財政再建の七カ年計画にこれがどう織り込まれておるかということでございますか。

○矢追秀彦君 はい。

○国務大臣(金子一平君) その点は、実は七カ年計画というのは、もう矢追先生御承知のとおり、六十一年の一応の目標を中期経済計画で出しまして、それを五十四年度の予算と結びつけたならば、こういう方向で持っていかなきゃいかぬという一応の試算でございますので、具体的にそれがどの時点までどういふかどう入つておるといふことではないんでございまして、全体としてやはりそこに組み込んで片づけなきゃいかぬというふうな

私も考えておるといふことを御承知いただきたく
いんでございます。

○矢追秀彦君 この長期計画についてはまた改めて
議論したいと思いますので、次に移ります。

いま歳出の面を見直し、これ申し上げたわけ
ですが、今度は歳入の面でありまして、歳入の面
ではやはり一番問題になっております。一般消費
税の導入、こういうことが大蔵政府としては強い
意思をお持ちでありまして、財政收支試算を見ま
して、特例公債の依存をゼロにしたいと、そうい
うことで単純計算をして、それで増税だと、一般
消費税を導入と、こういうことを言われておるわ
けで、果たして、私は特例公債絶対悪いとは言
いません、絶対いいものであると、どんどん出し
なさいと、こういう意味を言っているわけではな
いんです、昭和五十一年、これは特例公債がゼロ
になる年はそれぞれ何年になっておられますか。

○政府委員(加藤隆司君) 五十一年の場合には五
十四年と五十五年と二ケースを出しております。

○矢追秀彦君 あとことしまで言っていただけま
すか。

○政府委員(加藤隆司君) 五十二年の場合には五
十五年一つでございます。昨年五十三年の場合
には五十七年度でございます。本年の場合には五
十九年というところでございます。

○矢追秀彦君 五十一年、五十二年は一緒です
けれども、その後出されるたびに二年ずつ延びて
いるわけですね。これは簡単な試算ですから、そ
ういうふうなことで本格的な計画でないという
ことですから、それがいいとか悪いとかい
うのはまた別の機会の議論にしたいと思
います。要するにゼロにしなきゃならぬから増
税すると、要するに歳入をふやすのはもう税を
ふやすしかないのだというふうな見方
のようにとれるわけですね。私は増税の中
ではやはり前々から私たちが言っている
不公平税制の是正、これはまだできる
のではないかと、これが一つ、これをどう
お考えになっておられるのか。

もう一つは、現在税収が伸びつつあります。恐
らく五十四年度は政府の見通しを上回る可能性
も、景気回復がこのままいけますと、い
いかと、よほどの海外の要因とか大蔵な
ことが起こらない限り、私は税収につ
いては予想を上回る可能性があると見て
おります。

もう一つ大事なことは、現在の税制の
ままで完全雇用が実現して、そして四十九
年度のようなああいうすごい減税が行
われて、そのときに頭打ちの撤廃があ
りましたけれどもね、給与所得控除の
額。こういうようなことをもとに戻す、
そういう前提があります。現在の税制の中
でもかなり潜在的な財源調達力とい
うのはあるのではないかと、こういうふう
にも考えられるわけですね。そういう
学者もおられるわけですね。そういう
ことも——この先生は深谷という先生
ですけれども、やっておられますが、こ
ういったことについては大臣どう思
われますか。

要するに私が言いたいのは、どうも政府は税金
を、とにかく血眼になって赤字国債を
ゼロにするために、何でもいいから取
るところから取れと、新しいものも導
入して取るうじやないかと、国民は抱
かざるを得ないような一般消費税とい
うものが出てきておると。そうではな
くて、現行の中で不公平を是正をし、そ
れから一番大事なことは景気の回復だ
と。それから一番大事なことは、そうい
うことが一番重要なことだと思
うんです。それから、いまの中で言
ったようなことがもう少し研究されて
いかると、増税と、増税と、増税とい
う真つすぐに単純に走るのではなくて、
何らかのことが行われていいのでは
ないかと思っております。

○政府委員(高橋元君) いまお話の
ございました潜在的財源調達能力の測
定、これはたしか成蹊大學と思
います。深谷さんの論文がございま
す。私も拝見をいたしております。
現在のように非常に財政の赤字が巨額
なことから、この巨額な赤字が循環
的な要因によるものか、

構造的な要因によるものかといふこと
については、私も非常に関心を持って
おりました。いろいろ試算を学
界でやっておられます。拝見を
いたしておるわけでございます。

で、一つの考え方は、完全雇用財政
赤字と申すのも同じことでは
ないか、完全雇用財政赤字と申す
のも同じことでは、具体的な測定
したらどれだけが構造的な赤字
か、という計算が一つあるわけ
でございます。その場合に問題に
なりますのは、生産関数と申す
か、供給能力関数と申すか、そ
れをどういふふうなものを
使うかといふこと、それから
現在のその水準をどうするか
といふこと、それから現在のそ
ういふ場合のモデル計算に使
われる租税関数が妥当である
かと、おおよそこういうふう
なことが必要かと思っております。

深谷さんの試算を拝見いたして
おると、これは昭和四十九年
に行いました大きな所得減税
といふものをもとに戻して二
兆四千億ばかりの所得税の増
税をやる、その場合に五十三
年度完全雇用といふ前提を置
けば一兆億ぐらいの特例公債
が残るといふこと、約二兆五
千億、少なくとも現行税制を
前提といたしますと、財政赤
字、構造的な赤字がやはりあ
るというふうな御想定にな
っておられるかと思つてお
ります。五十三年度の歳出水
準というものが地方交付税
以外に動かないという前提
ではじいておられるわけ
です。その点も深谷さん
の論文の中で保留をしてお
られるところだと思つて
います。したがって、完全
雇用状態になれば現行税制
でフルに歳入が入ってまい
って、それによって構造的
な赤字が解消するといふ認
識では恐らく深谷さん
もおられないかと思つて
おるわけでございます。

もう一つの問題は、仮に完全雇用
財政赤字という概念をとると
いたしても、これから、先
ほどもお話のございました
七七年の展望の中で、日
本の経済が能力——GN
P といった稼働ができる
かどうか、そういう

状態が望ましい経済の運営かとい
うことだと思つておるわけ
です。昭和四十六、七、八
年あたりに行われまし
たかなり大きな設備投資
といふもの、それによ
つてあります供給力とい
うものは基礎部門とい
いますか、素材部門とい
いますか、非常に大き
な構造不況問題とい
うものがあるわけ
でございます。それから、
そういうものが完全に
動くといふことま
で想定することはでき
ないと思つておる
わけですね。現に、私
が仄聞いたところでは、
やっぱり供給力の超過
といふものが依然と
して残つておるとい
うことではないかと
思つておるわけ
でございます。

こういう状況を前提といた
しますと、やはり先
ほど大臣から御答弁
がありましたように、
大きな財政赤字を解決
していきまうために、
これから想定される
六弱の経済成長の中
で、一体どうい
うふうな財政赤字
の削減を始めてい
くかといふことが
問題になるわけ
でございます。週日
国会に御提出を
いたしました財政
試算といふもの
も、やはりそうい
う前提に立ちま
して、現在の税制
が六弱成長とい
う路線の中で生
み出します自然
増収の能力を
ほぼ弾性値一・二
という平均的中
期の租税弾性値
の平均を使い
まして、それで
想定をいたしま
して、それを上
回る増収額を
九兆一千
億と申すわけ
でございます。

したがって、深谷
さんの論文から
やや離れた
ところでも、私
どもがやはり
念頭に置いて
おります財源
調達能力と税
収が、現行税
制が持つてお
ります財源調
達能力とい
うものは限
度がございます
ので、五十九
年度に特例公
債から脱却し、
六十年に財
政運営を安定
させるため
には、九兆一
千億とい
う現行の税
制では期待
できない新
しい税制
といふもの
の導入を考
えざるを得
ないとい
うふうな
私どもとし
ては思つて
おるわけ
でございます。
ただいまの
御指摘は、
そうした
場合でも
不公平

税制の是正ということによって、一般的な国民の皆様に負担をお願いする前にやるべき、または増収を図るべき点があるではないかという御指摘だと思ひます。私どもも、税負担の一般的な引き上げをお願いしては、いやしくもそままでよりははるかに厳しい見方というものが必要になつてくると思ひますし、たとへば所得税の分野で申しますならば、社会保険診療報酬の課税の特例をどうするか、利子・配当の課税、総合課税をどうするか、それからまたキャピタルゲインの課税について、また土地税制についてどういふふうに考へていくかという大きな問題があると思ひます。法人税の分野で申しますと、これは企業会計で言う特定引当金と申すのでございましょうか、準備金とか特別償却とか、そういう政策税制をどこでどういふふうに入れたかというかと申しますか、むしろ整理合理化を図つていくかという問題があると思ひます。引当金にいたしましても、繰入率について見直しをしていく余地がないかというふうな問題を常時検討をいたしておるわけでございませう。

そういう努力のあらわれとして五十四年度、別に租税特別措置法または航空燃料税法案としてこの委員会に御審議をお願いいたします税制改正の中でも、法人の特別措置の整理改廃ということについてはかなりの努力の結果が盛られておると、まあ私どもとしては思つておるわけでございませう。いろいろ御意見あると思ひますが、そういういわゆる不公平税制の是正ということについて、これは漸進的にと申しますか、努力を引き続いて重ねてまいらなければいけないと思ひます。しかしながら、八兆円という現在の特例公債の発行額というものは所得税の税収とほぼ等しいわけでございます。それで、まあ税のいろいろな分野で政策税制を見直していくことをやるにいたしまして、それからそのほかの措置をとるにいたしまして、やはり全体の財政のギャップ八兆円、所得税と等しいぐらいの大きさの税収のギャ

ップというものをそのままに残しておいて経済の健全な運営ができるわけでありませぬので、九兆一千一億円というふうな試算の結果出てまいりました増収の所要額について、今後経済の情勢なり税負担の状況なりいろいろ配慮しながら、所要の税制の導入、創設等につきまして、また法律をもつて、法案をもつて御審議をいただきたいというふうな考へておるわけでございませう。

一言つけ加へさせていただきますと、先ほど矢追先生から、税収が五十四年度上回るんではないかという考へを仰せありましたけれども、これは私どもとしては五十四年度の経済見通しに即して各税について見直しを行つておりますので、経済見通しと経済のその実績とが等しいということでありませぬならば、私どもは税収予算については予算額どおりであるというふうな段階で考へておる次第でございませう。

○矢追秀彦君 まあ、不公平税制の問題いろいろありますし、いづれ法案が出てまいりますので、そのときに譲りたいと思ひますが、よく問題になつております医師税制、この税制自身は私はいままであるような税とはまた全然違ふ、まあ制定のときの経緯からいまして、そういう意味では大変不自然な税制と、こう思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(高橋元君) これが二十九年に議員立法で制定されたときの趣旨は、まさにいま矢追委員から御指摘のありましたような側面を含んでおると思ひます。しかしながら、社会保険の普及に伴ひまして、この税制がもたらしておりました社会保険に対する診療報酬課税のメリットというものが変質をしましてまいりました。そこで、四十年以降私どもとしては常にこの是正について検討をし、またいろいろ努力をしましてまいつたわけでございませう。

○矢追秀彦君 大変お医者さんほうけ過ぎであるという非難が国民からある、だから税金はもつとかけるべきであると。まあ一方、お医者さんや歯医者さんの立場は七二%というのは当然かかる

んだと、こういうようなことで、これも議論の大部分かかれるところなんです、国会決議は御承知のうちに診療報酬の適正化ということが言われておるわけでして、果たして今回の健保の改正案、まだ通過しておりませぬけれども、これによつてこういう適正化が図られるという前提で今回の税制改正までいかれたのか、その辺はいかがですか。

○政府委員(高橋元君) 社会保険の診療報酬の中で所得と考へられる部分について、現在まで、五十三年度までございませぬ特例が課税の公平上問題があるところから御提案を申し上げておるわけで、社会保険診療報酬の水準なりそのあり方なりという問題と、今度の税制についての法律の改正とは別個の問題であるというふうな考へております。

○矢追秀彦君 議論になるのは七二%、政府は経費は五二%とこう言われておりますが、これは矢野書記長も質問して資料が出てきたのかどうか、私ちょっと調べておりませんが、この五二%の根拠、これはどういったところにあるのか。最初決められたときの七二%がそもそもどういふ根拠であつたのか、その辺と比べてどうなつておるのか、これは冷静な科学的な数字というのを私は欲しいと思ふのですけれども、これが一つ。

それからもう一つは、矢野さんも質問していらした、各特別によつてかなり経費は違つてきていることは事実です。内科、小児科、外科、産婦人科あるいは歯科、この辺の内訳というものはちゃんと出された上で総まとめ五二%ということを言つておられるのか。それともそういうことも関係なく、ただ大体のことでやられておるのか、今後これは私は議論になるところだと思ひます。

それから、もう一つまとめて時間ですから質問しますが、青色申告されておる方とそうでない方とあります。この比率がかなり各科によつて違ひます。傾向としては歯科、外科、産婦人科のよう、かなり人手あるいは医療器具の要るものは青がふえています。そうでない内科の先生なんかは

青が少ないように私は大体認識をしていますが、これがいまの経費率とも関係が出てくるのではないかと思ひますので、その辺まできちんとした上でこの五二%を出されてきたのか。また今回の五段階に分けられた改正というものも、そういうふうなことは十分念頭に置かれておつたのかどうか、ただかつこうだけいければいいというふうなことでされたのか、その点はいかがですか。

○政府委員(高橋元君) 今回の社会保険診療報酬課税特例の改正案の骨子は、五千万円以上の社会保険診療報酬について五二%という概算経費率にいたすという点でございませう。

この五二%と申しますのは、直接的には昭和五十年の税制改正答申にありませぬ税制調査会の考へ方をとつておるわけでございませぬが、その五二%というのがこの税制改正答申のありました当時の私どもの方の税務統計から出てまいつておりました。実際経費率というものを踏まえて、実際に近い経費率と申しますか、ほとんど実際、まあこれは丸めてございませぬけれども、実際経費率という形で設定をいたしたわけでございませぬ。この税務資料でございませぬが、これは広く各科にまたがりまして、また青白にまたがりましていろいろ課税上の統計を使つて出しておるわけでございませぬから、いま先生がおつしやいました意味で、すべての科、診療科、それから自由診療の度合いの高い低いというふうなことを全部含めて平均して出しておるわけでございませぬ。

○矢追秀彦君 大臣にもお伺ひしたいんですが、最後に、これは改めてまた聞く機会もあると思ひますから。

もしこれが仮にこのまま通過をして実施された場合、マイナス面といひますか、いろいろ弊害も私は出ると思ひます。それは大体どういふふうなことが起こり得るとお考へになつておるのかどうか。そういうことは絶対ないと、いままでどおり行われていくと、そう思われませぬか、いかがですか。

○国務大臣(金子一平君) いろいろ御心配の向き

がございました。たとえば診療拒否があるのじやなからうか、夜間診てもらえなくなるのじやないかという御心配の向きもございまして、情報では、その心配は全然ないというふうな私どもは考えておるわけでございませぬ。

○矢追秀彦君 これ結果が出ないと言えませんが、やはりマイナス面もかなり出てくる、それをどうやってやっていくのかということ、私一番問題は、何といましても先ほどの財政の問題も含めまして、医療に対してこれだけマスコミも大変関心を持っていろいろなことを報道されておられますし、患者さんも国民も大変関心もあるし、今度はお医者さんの立場とてやはりいろいろ問題もあります。

実際、一つの例を挙げますと、訴訟マニアみたいなのがいます、何でも訴訟されて困っている、そういう大変患者さんの中にも不屈な人もいます。今度またお医者さんの方にも検査ばかりやられておられるお医者さんもあることも事実です。だから本当にここで国民が納得し、お医者さんと患者さんとの信頼関係が回復できるようにやっばり医療制度そのものから手をつけたい、ただ税金をどうする、保険の点数を上げる、それだけではすべて解決しない、これはもう大平内閣としては今年度は腰を入れてこの問題は取り組んでいただきたいと思っておりますが、それで質問終わります。

○国務大臣(金子一平君) 矢追先生御心配の点につきまして、たとえば私どもは救急医療体制、いままでとかくおぼろげにされておりました救急医療体制に対する予算措置でございまして、救急学校医に対する予算措置でございまして、そういうことも厚生、文部の両省と十分連絡しながら漸次整備をするようにやっております。また、それから半自体が五二じや低過ぎるのじやないかという御心配もございまして、これも、これはむしろ青色申告が相当広く自由診療の

分野において行われておりますので、社会保険診療の分についてもそれを広げてやっていたかどうか、それができますから、そういう点については行政の指導において十分配慮をしたいと思います、かように考える次第でございませぬ。

○委員(坂野重信君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時三十分まで休憩いたします。午後零時三十分休憩

午後二時三十二分開会
○委員(坂野重信君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。午前中に引き続き、租税及び金融等に関する調査を議題とし、質疑を行います。
○鈴木一弘君 最初に、銀行法等について伺いをしたいと思います。
わが国の金融情勢の変化、さらに円国際化、こういうようないろいろな事象がございまして、その中で銀行法だと思っております。その銀行法改正の準備が進んでいるというように見えるんですけども、改正の見通しはどうか、伺いたいと思っております。

○政府委員(徳田博美君) 銀行法の改正につきましては、金融制度調査会におきまして、五十年五月の大蔵大臣の諮問を受けて、普通銀行のあり方を中心に銀行法改正の問題を御審議いただいております。
これに關しましては、当初七つの検討項目を御予定いただいたわけでございまして、この審議を昨年の暮れまでに全部終えまして、現在はその見直しと答申の作成過程に入っているわけでございませぬ。

予想されております通常国会で御審議願うような運びになるのではないかと、このように考えております。
○鈴木一弘君 改正の方向について業態間のかきねの問題がございませぬが、そのかきねを低めるといことが出ています。相互銀行、都市銀行の問題もありませぬし、信託との問題もあるし、証券との問題もある。こういうことで業態間のいわゆるかきねになっていくものを低めて効率化の促進、あるいは金融機関の社会的責任の明確化、さらに国際化に對しての開かれた環境づくりと、こういうような、そういう開かれた環境づくりに即した銀行になるということが言われているんですけども、その方向であるかどうか、ちよつと方向だけ伺っておきたいと思っております。

○政府委員(徳田博美君) いま金融制度調査会では普通銀行のあり方について御審議願っているわけでございませぬが、その金融機関全体のあり方につきましては、ただいま先生の御指摘のように、金融機関に適正な競争原理を導入いたしまして、自己責任のもとに自主的な努力によって社会的公共性を発揮し金融の効率化を進めてもらうという方向で議論が進められているわけでございませぬ、これに沿って答申の方向が考えられておると思っております、そのうちの部分を法律改正としてすくい上げるかという問題は、今後の答申のましまりぐあいによつて決まることとございませぬ、どの辺が法律になるかというについては、いまの段階ではまだ申し上げられないわけでございませぬ。

○鈴木一弘君 そうすると答申が出たあたりから検討をしてということになると、法律をつくる前、八月あたりになれば大体見当がついてくるかと、こういうことですか。
○政府委員(徳田博美君) ただいまの金融制度調査会の御審議いただいている状況では、法制懇談会のようなものを同時に並行的にある段階で発足していただきまして、そこで法案の骨子のようなものを同時に固めていただくというふうなことが

予定されておりますので、答申の案の中にある程度法律案の骨子になるようなものは盛られるのではないかと、このように予想しております。
○鈴木一弘君 五十四年度末で試算そのほかいろいろ見ますという、公債発行残高が五十八兆七千億円、こういうことになっておられます。
このような巨額な国債発行が現在新たな金融情勢というものをつくり出しているというところはよくわかるわけでありませぬが、そこで銀行法改正に伴って銀行業務の範囲を拡大していく。一方は、現在は証券取引法の六十五条でいわゆる金融機関の証券営業の禁止ということがうたわれておりますけれども、そのため銀行の窓口販売ができません等の問題もあつたが、いろいろございませぬが、そういう点についてどういふふうになっていこうかと思っております。

○政府委員(徳田博美君) 現在までの金融制度調査会のいろいろ議論していただいている内容によりませぬと、先生御指摘のように、銀行業務のあり方あるいはその範囲等が問題になっておるわけでございませぬが、証券業に關しましては証券法上六十五条を前提とした議論でございませぬ、その枠の中での審議が先行されているわけでございませぬ。

なお、公共債の窓口販売の問題につきましても一応御議論をいただいておりますが、これは証券取引審議会において御議論をいただいている最中とございませぬので、その検討にまつというふうな段階になっておられます。
○鈴木一弘君 そうすると、窓口販売ということになればどうしても証券取引法の改正は必要だと私は思うのですが、その点はどうか。
○政府委員(徳田博美君) 現在までの金融制度調査会の議論では、現行の証券取引法六十五条を前提としてどういふことができるかということ、議論が行われているわけでございませぬ。したがいま度ができるかということ、いろいろ審議が進められておる状態でございます。

予定されておりますので、答申の案の中にある程度法律案の骨子になるようなものは盛られるのではないかと、このように予想しております。
○鈴木一弘君 五十四年度末で試算そのほかいろいろ見ますという、公債発行残高が五十八兆七千億円、こういうことになっておられます。
このような巨額な国債発行が現在新たな金融情勢というものをつくり出しているというところはよくわかるわけでありませぬが、そこで銀行法改正に伴って銀行業務の範囲を拡大していく。一方は、現在は証券取引法の六十五条でいわゆる金融機関の証券営業の禁止ということがうたわれておりますけれども、そのため銀行の窓口販売ができません等の問題もあつたが、いろいろございませぬが、そういう点についてどういふふうになっていこうかと思っております。

予定されておりますので、答申の案の中にある程度法律案の骨子になるようなものは盛られるのではないかと、このように予想しております。
○鈴木一弘君 五十四年度末で試算そのほかいろいろ見ますという、公債発行残高が五十八兆七千億円、こういうことになっておられます。
このような巨額な国債発行が現在新たな金融情勢というものをつくり出しているというところはよくわかるわけでありませぬが、そこで銀行法改正に伴って銀行業務の範囲を拡大していく。一方は、現在は証券取引法の六十五条でいわゆる金融機関の証券営業の禁止ということがうたわれておりますけれども、そのため銀行の窓口販売ができません等の問題もあつたが、いろいろございませぬが、そういう点についてどういふふうになっていこうかと思っております。

○鈴木一弘君 私は、窓口の販売ということになれば当然証券取引法六十五条の改正が必要だといふふうに思っています。

次に、さらに銀行法改正と同時に、いわゆる長期信用銀行法、CDの発行そのほかもございまして、それから相互銀行法、外国為替銀行法——相互銀行法で言えば、いわゆる都市銀行並みにしていろいろという、普通銀行並みの方向へいくとかあるいは外国為替銀行法とか、こういういろいろな改正も言われているんですけれども、その点はどうですか。

○政府委員(徳田博美君) ただいま先生御指摘の各種金融機関のうち、長期信用銀行と外国為替専門銀行につきましては普通銀行の業務に関連する限りにおいて検討の対象となつてゐるわけでございまして、その結果、これらに関連する法律の一部改正につきましても問題が取り上げられる可能性があると思ひます。

なお、相互銀行のあり方につきましては、現在のところ予想されておられますのは普通金融銀行のあり方についての御答申をいただいた後で、次の段階で相互銀行の、あるいはそれ以外の中小金融機関のあり方について御審議いただくことがあり得るのではないかと、このように考えておられます。

○鈴木一弘君 こういうような民間の金融機関についての関係法律の改正、いまの局長の答弁からいろいろうかがわれてくるんですけれども、当然そうなりますと政府系金融機関のあり方というものも考え直さなきゃならなくなってくる。開銀の問題、運転資金の方にまで広げようとか、いろんなことございまして、そういうことを含めて、その方向はどうなんでしょうか。

○政府委員(徳田博美君) 現在、金融制度調査会にお願いしておりますのは、今後とも、日本の金融制度全体のあり方について新しい金融経済環境、社会環境を踏まえていろいろ御審議いただくというところでございまして、先生御指摘のように政府関係

金融機関の問題もその中には入って考えると考えられますが、まだ具体的にいつ、どのような時点で、どのような形で取り上げていただくかということはまだ決まっております。

○鈴木一弘君 大体、金融機関関係の一連の、いわゆる銀行法を初めとして改正が見直しの方向にあることはよくわかりました。

ちよつとここで論点を交えて伺いたんですが、郵便貯金の問題と関連をいたしますが、郵政省から見えておられると思ひますが、郵便貯金のあり方についてどう考えておられるかということが一つこれから大きな問題になります。

というのは、四十兆というふうな膨大な国営銀行といわれるのが郵便貯金でありますから、つまり郵便貯金での、最近個人貸し付けの業務とかオンラインの導入とか、こういうことによつていままでの郵便貯金業務よりもはなはだ大きな拡大をしてきておられる。これが民間金融機関とそれから郵便貯金との関係、この調整をどうするかというところが非常に大きな問題だと思ひます。これは日本が比類のない貯蓄率の高さから見ても、いつまでも民間にそういう資金を置いていかないかということもございまして、その点で私どもこの調整というのはどう考えていくべきかということが一つの大きな問題にならうと思ひます。まず、郵政省の考え方をちよつと聞きたいと思ひます。

○説明員(岩島康春君) 御説明申し上げます。先生御指摘のように、ただいま郵便貯金四十兆を超えております。

御承知のように、郵便貯金はその目的が郵便貯金法第一条に規定されておるわけでございまして、簡易で確実な少額な貯蓄の手段を全国にあまねく公平に提供いたしまして、国民の皆様方の家計の健全な資産形成を通じて、国民の経済生活の安定と福祉の増進を図る、こういうところに役割があります。またそのように私ども考えておるところでございます。

それからまた、その資金の運用面におきまして

は、これまた先生御承知のように、財政投融资を通じまして国民の福祉の増進や社会資本の充実と、そういった面で大きく役立てていくというふうにも私ども考えておられて、このような役割割り、今日の経済社会情勢下におきましても重要なことであると考えておられて、申し上げましたような郵便貯金の目的に沿ひまして、今後とも利用者の皆様方の要望を的確に把握いたしまして、申し上げました国民の皆様方の健全な資産形成に資するように努めると、そして福祉の増進に寄与するというのが郵便貯金に要請されておるところであると考えておるわけでございまして。

もちろん、郵便貯金事業の運営に当たりましては、今後とも郵便貯金を取り巻きます社会経済あるいは金融全体の環境の変化とか、そういったものに慎重な考慮を払つて私ども進めていかなければならないというふうなところでございまして。

○鈴木一弘君 これは民間金融機関と郵便貯金との間の調整をどう考えておられるかという質問だったんですけれども、これは銀行局の方はどう考えておられますか。

○政府委員(徳田博美君) 郵便貯金の問題につきましては、金融制度調査会におきましても大きな関心を持って議論されておられて、その問題点としては、たとえばすでに郵便貯金が個人貯金の四分の一を占めておられるわけでございまして、このようなものに対して金融制度全般のあり方という観点から見てどのように考えるかという問題点、あるいは現在金利の決定につきましては郵便貯金と民間の預金とは別の機構を持つておられるわけでございまして、このような二元化については金融政策上いろいろ問題があるのではないかと、いろいろな問題点が指摘されているわけでございまして、しかし、民間金融機関と郵便貯金とのあり方をどのように考えるべきかという

調査会において直ちに結論を出していただくことは困難であると、このように考えておられます。

○鈴木一弘君 この問題、これは非常に大きな問題なわけですよ、金利の決定の二元化をしていく、そのために有効ないわゆる金融政策というのは打ち出せないというのが、いままでの歩みを見てもよくわかることです。

それからもう一つは、いまお話しのように四分の一を占めるような膨大な資金というものが一方に偏在をしていく。こういうことで正常な金融情勢、これからは金利の自由化の方向に向かつていかなければならない時代にいま入つておられると思ひますけれども、そういう点、大臣は今後どう持っていくようにお考えでございまして、伺いたいと思ひます。

○政府委員(徳田博美君) この郵便貯金の問題は、先ほど申し上げましたように、日本の今後の金融制度のあり方というのを考えた場合には非常に大きな問題でございまして、この検討が今後行われることが望ましいわけでございまして。ただし、これは先ほど申し上げましたように金融制度調査会の場とか、そのような個々の場で行うことはむしろかたがたでございまして、もっと広い立場からの議論がいろいろ行われることが望ましいと、このように考えておられます。

○鈴木一弘君 局長の答弁はわかたんです、先ほどと同じことですから。大臣のお考えを、政治家としてどう判断されているか聞きたいんです。

○國務大臣(金子一平君) 大変むづかしいが、しかし、これから何とか手を打っていかなくやいかぬ問題だと思つておられます。これは当然政治の場で片づけなさいかぬ問題でございまして、むづかしい問題でございまして、今後の金融の弾力的運用をやつていきますためには必要な問題ですから、その解決に努力してまいりたいと、かように考えます。

○鈴木一弘君 もう一つ伺いたいのには消費者金融、特にサラリーマン金融業者を規制する法律の改正、こういうことで出資法の改正について早く

この法律をつくってほしいという声もございませぬ。今国会に提案されるのだからかというふうなふうにも期待をしておりましたんですが、いまだその法律案にはお目にかかっておりません。

話によると、大蔵省と法務省の意見の対立のようには言われております。大蔵省の原案というのは昨年十二月十二日の新聞報道にはその出資法改正案の骨子等も出ておりました。その骨子には貸し出しの上限金利が大蔵省としては年五〇%というものを考えている。こういうことについてなかなか法務省との間の意見が合わないんじゃないかというふうな話もあるんですけれども、出資法の改正は今国会はどうなるのか。それから、いまネットワークになっているのは一体何が問題なのか。そのネットワークになっている問題について法務省と大蔵省、どう考えているか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(徳田博美君) サラ金問題は、現在社会的に非常に大きな問題になっているわけでございます。これに対しては厳しい規制をすることが必要だと考えております。したがって、いまこの点にしましては、今国会において何らかの形で立法措置が講じられて規制が強化されるということが必要だということにつきましては関係六省庁一致した意見でございます。

現在このための立法措置についていろいろ検討が進められているわけですが、御指摘の金利の点につきましては、出資法と利息制限法との間のいろいろな技術的な問題もございまして、目下いろいろ検討を両省間で行っている段階でございます。

○説明員(佐藤道夫君) ただいまお尋ねの問題につきまして、銀行局長からお答えがありましたとおりでございます。関係省庁連絡会におきまして十分両省間の意見も詰めておるといふ段階でございます。少なくとも意見の対立ということはないというふうにわれわれは考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○渡辺武君 初めに、一般消費税について一問だけ伺いたいと思います。

昨年の九月の税制調査会の一般消費税部会で、小委員会ですか、これの試案でも、それからまた十二月に出されました一般消費税の大綱、こゝでも、一般消費税が創設された場合、入場税を段階的に吸収するということが書かれていたわけですか。

そこで、吸収する場合に、いまの入場税の免税点は一体どうなるのか、これを伺いたしたいと思います。

○政府委員(高橋元君) いまの御質問の中にございまして、昨年十二月の一般消費税の大綱でございますが、その中では、一般消費税と既存の個別消費税の調整につきまして、各税の性格等にも配慮し、政府において具体的に検討することが適当だと、こういう包括的な考え方を示しになっておるわけでございます。現在、この線で具体的に検討を進めておりますが、確定的なことはこれから詰める段階で、またはっきりお話し申し上げることができるとは思いますが、いまの段階での考え方を申し上げますと、入場税は新税に吸収して、税目の整理を行うことが適当だというふうに、先ほどお話のございました昨年九月の審議の際に決められております。

そういうことでまいりますと、入場税、現在、映画の場合千五百円でございますが、それからなまもの場合三千円というふうな免税点がございまして、そういう免税点の上下にかかわらず一般消費税に吸収されるというふうに考えております。したがって、現在入場税の課せられておるものにつきましても、課せられていない入場行為につきましても、ひとしくこの大綱で申しますと五%という税率の一般消費税が課せられるということに相なると思っています。

○渡辺武君 もう少し、ちょっと詳しく聞きたいんですが、いまおっしゃったように、映画千五百円、それからなまもの場合三千円の免税点ありますね。そうすると、一般消費税にこれが吸収されればこの免税点に該当するところ以下、いまま税金のからなかったところですね、そこに

も、仮に一般消費税の税率が五%なら五%の入場税ということになるということですか。

○政府委員(高橋元君) 一般消費税の場合には、大綱に示されておりますように、納税義務者につきましては小規模零細の除外ということがございまして、したがって、年間売り上げ二千万円に達しない納税義務者につきましては、一般消費税の納税義務がないわけでございますが、消費者のサイドから見ますと、これは、たとえば千円の映画であれば千円の映画であれば、その点はひとしく五%の税率の一般消費税ということに相なるといふふうに考えております。

○渡辺武君 それから、その免税点以上の場合ですね、いまの入場税の税率は一〇%です。そうすると、仮に、まあ五十五年度に五%の税率の一般消費税が創設されたら仮にしますね。その場合は、免税点以上の一〇%はこれは一般消費税の五%に変わると、直ちに。そういうことになりませんか。

○政府委員(高橋元君) 具体的に最終に詰めます段階でもう少しはつきりしたお答えができると思っておりますが、いまの段階での考え方は、先ほど申し上げておきますように、料金のいかんを問わず、納税義務者であれば、その入場料金について、収入につきましてひとしく五%の税を納めていただくということになると思っております。

○渡辺武君 そのところの経過ですがね。つまり、現在免税点以上は一〇%の税率で入場税がかかると。ところが、五十五年度の一般消費税は仮に五%だというふうになりますね。その場合に、免税点以上の一〇%の税率がそうでなくなると、これがなくなると一般消費税の五%で課税されるのか、それとも入場税一〇%はしばらく残しておいて、そして一般消費税の税率が一〇%もしくはそれ以上になったときに完全にこの入場税を吸収するということになるのか、この点どうですか。

○政府委員(高橋元君) 昨年九月の特別部会の報告によりまして、入場税については新税に吸収

し、税目の整理を行うことが適当だという考え方が示されております。

仰せのように、高額のものについてはなお入場税を存置すべきかどうかという問題はございませぬけれども、税収の大きさなり、それから個別消費税の税目を余りたくさん残しますことも実務的なことというふうなこともございまして、これは新税の方に吸収するという考え方で整理をいま詰めておるわけでございます。

○渡辺武君 ちょっとくどいようだけれど、よくわからぬものだから。

つまり、五十五年度一般消費税五%というのがまあ言われてるわけですね。その場合に、いままで免税点以上一〇%の入場税を払っていたけれども、しかし、これがじゃあ五十五年度からそのまます五%になるのかと、平たく言えばそういうことを伺ってるんです。

○政府委員(高橋元君) いまの渡辺委員のお考えのように私も考えております。

○渡辺武君 次に、財政収支試算について幾つか伺いたいと思います。

最近発表されました財政収支試算によりまして、五十五年度の新規増税分、これは一兆二千六百億円というふうになっております。ところが、先ほど来私申し上げるように、大蔵省の国会答弁などを伺いますと、五十五年度なるべく早いうちに税率五%で消費税を創設したいと、その際の税収額は三兆円だということを盛んに言われているわけですね。一方でそういうことを言いつつ、財政収支試算では五十五年度の新規増税分は一兆二千六百億円と、こういうことになっている。これはどういうわけですか。一般消費税導入ということを予定しないでこの財政収支試算つくられておられますか。

債から脱却するという前提でございますので、したがって、六十年から逆に経済成長率に対して一・二の弾性値で自然増収が起るものと考えて五十九年の税収を出します。五十九年と五十四年の税収の間を等比でつないだのがいまお示ししておる各年の税収でございます。したがって、現行の税制が自然増収として弾性値一・二で伸びてまいる場合と、それから、そういうふうな等比でつなぎました線で各年の税収として、特別公債脱却のために、財政健全化のために歳入をふやしていきまます場合の数字とその差額を各年足しましたものが九兆一千一百億円という、いわゆる要増税額ということになるわけでございますから、したがって、五十五年で一兆二千六百億というその税収の現実の自然増収以外に期待すべき額と申しましようか、言葉は適当でないかもしれませんが、そういう金額がありましても、それはどういう税目で、それからどういう時期にやるかということにつきましては、またこれは一々法律を持ちまして、また政府におきましても税制調査会の御審議を経まして、それで各年の経済情勢などを見ながら進めていくわけでございます。五十五年で一般消費税導入できるような準備を進めると税制改正の要綱に書いてございます。五十五年のどの段階でどのくらいの大きさのものを入れるということと一兆二千六百億とは直接のつながりがないわけでございます。

○渡辺武君 私、それがおかしいと言わんでは、一方五十五年になるべく早い時期に導入したい、これは先ほどの大臣の所信の中でも同じ趣旨のことを言われているわけですね。一方でそういうことを言いながら、まさにそういうことを言っているやさきに出されてきた財政収支試算、これでは全然その点考慮してないというふうなことで、財政収支試算の意味は一体何だろうと思わざるを得ないじゃないですか、そうでしょ。

いま一般消費税導入したらどういふことになるだろうか、大きな議論になる。まさに国論を二分

するくらい大きな議論になる。あなた方自身も国民の皆さんによく検討していただきたい、こういうことを言っている。ところが出てきているこの財政収支試算はその点考えていないんだと、それでしよう、少なくとも五十五年度について、一方では三兆円の税収だと、一般消費税だけですね。他方では増税総額が一兆二千六百億円だと。こんなことじゃ財政収支試算の意味何にもないじゃないですか、そうでしよう。その点どうですか。

○国務大臣(金子一平君) いまの問題、渡辺さんのおっしゃるとおりなんです。これは企画庁の七カ年の中期経済計画の六十年度のあるべき姿を想定した場合にこれからどうなるかということ、五十五年から五十九年までの道程は全く機械的に引き出ししておりますので、渡辺さんの御指摘になるようなことなんです、正直言つて。私も、各年度の肉づけをいたしますのは、そのときそのときの経済金融の情勢を見ながらどういふ税をどういふふうにあんばいしていったらいいか、またどういふふうな財政、歳出の圧縮をやっていくか、その肉づけをしていかねばいかぬわけですが、それはなしにして、機械的に六十年の姿はこうなりまますという、途中の年度は、これはもう全く機械的な計算でございますよといふことを申し上げているんですが、ごらんいただく方では、何だいという先生の御指摘があるものですから、私も大変苦しんでございますけれども、そういう数字であると御承知おきいただきま

ただ、六十年のこの姿は七カ年計画に基づいていられるので、企画庁でやっております。まあ、極力そういう方向へ持っていくような手がかりとしてごらんいただきたい、こういうことでございます。

○渡辺武君 大臣自身が苦しむような財政収支試算、これはよっぽどの欠陥財政収支試算ですな。それで、いま申しした大臣、新経済社会七カ年計画ですか、これを下敷きにして機械的に計算した

んだというふうにおっしゃいましたけれども、この七カ年計画でも、私こへ持ってきておられますが、二十四ページを見てみますと、「国民の理解を得ながら、一般消費税を昭和五十五年度中に実現できるように諸般の準備を進める」と、こういうふうにちゃんと一般消費税を五十五年度中に導入だということを言っているわけですね。

それで、経済企画庁からおいていただいていると思いますが、ちよっと伺いたいんですが、この七カ年計画で国民所得に対する租税負担の比率は、昭和五十三年度の一九・六%から昭和六十年に二六・二%の程度になることを見込む」となっていますね。この税負担率の上昇、これの中にはやはり一般消費税を導入するということが予定されている数字になるんじゃないですか、どうですか。

○説明員(高橋毅夫君) いま先生がお読みになりました基本構想の二十四ページには、政府の税制調査会の本答申を受けてお読みいただいたような内容のことが書かれておるわけでございますけれども、いま御質問の経済フレームとの関係で一般消費税をどのように考えているかという御質問でございます。まず御質問の具体的な仕組がまだはっきり確定していませんし、また、従来これを導入した経験がございませんので、基本構想の経済フレームといたしましては、特にこれを特定して試算いたしておりません。しかし、間接税の問題として一般的に検討はいたしております。

○渡辺武君 いや、私の伺っているのは、この短かい文章の中でも一般消費税を五十五年導入が実現できるように準備を進めるといふことを言っている。だから、この税の負担率が五十三年度に比べて六十年度は非常に大きく重くなるわけですね、みんなびっくり仰天しているんですよ、これを見て。

それはとにかくとして、だから、この二六・二%の程度に税負担率が上がるということの中には、一般消費税導入ということも予定してのこ

とでしようということ伺っているんです。

○説明員(高橋毅夫君) 先ほどもお答え申し上げましたように、計算いたしました消費税という形で試算はいたしておりません。ただし、間接税という形で試算はいたしております。いま御指摘になりました二六・二%の程度というものは織り込んで試算をいたしておりますけれども、一般消費税という形ではまだその導入の仕組みも固まっておりますようでございますし、それからモデル計算上もこれは初めてのことでございますので、そういう取り扱いはできませんので、そういう試算を行っておりません。

○渡辺武君 一般消費税も間接税の一種ですよ、最悪の間接税ですね。

それで、ここに「一般消費税を五十五年度中に実現できるように諸般の準備を進める」とわざわざ言っているわけでしょう。そうすると、その間接税の中に、あなたのおっしゃる一般消費税というものが含まれるというふうな理解するのは当然じゃないですか。そういうことを予定して、そうして六十年税負担率二六・五%ということを考えているんじゃないですか、どうですか。

○説明員(高橋毅夫君) 経済フレームから出てまいりました数値がそこ上がっております二六・二%の程度という数値でございます。その数値の試算の方法といたしましては、一般消費税という形で例示的な試算は技術的にも困難でございますので行っていないというふうにお答え申し上げます。

もちろん、間接税という形では、これは直接税と間接税の割合を大体現状程度ということを前提にいたしまして試算を行っておりますけれども、個々の税目の内容につきましては、国民経済計算ベースでございますので、細かい試算はもとも行えない形になっておりますので、例示的試算を行っておりません。

○渡辺武君 どうも私の伺っている趣旨がよくわからぬようですね。

してみます。こういう大筋の計算で言いますと、大体五十四年度と同じ額の財政規模を維持するために、一般消費税を導入すると八千二百七十億円の支出増になるんです。これは大変なものですよ。

それだけじゃありません。もし一般消費税が導入されずと、これは国税庁、それから関税局、この関係でやっぱりかなりの要員増になると思うんです。という事は、人間がふえれば、同時にまた施設その他もふやさないやならぬわけですから、これを約一千億円の支出増と見ますと、九千二百七十億円の支出増になる。

それから、今度は歳入の方ですけれども、一般消費税の税収額三兆円ということになっておりますが、仮にそのうちの三二%を地方に配分するとしますと、これが約九千六百億円になります。それこれ除きますと、大体二兆四百億円の収入増になるにすぎないんです。そうすると、先ほどの九千二百七十億円を引きますと一兆一千三百十億円の増収になるにすぎない。国民の猛烈な反対を押し切って五%の一般消費税を導入しても三兆円の増収効果にはならないんですよ。支出が物価の上昇に応じてふえてくるわけですから、それだけの財政効果というのは減殺されるわけですね。地方財政、私も計算してはなかったが、地方財政ではかえってマイナスになっちゃり、地方財政では、大臣、こういう問題はやはりはっきりと検討していただく必要があると思うんですが、基本的な考え方はおわかりでしょう。お認めになっていただけますか。ちよつとお待ちなさい。ちよつと大臣に。

○政府委員(加藤隆司君) 計算の問題なので事務当局から。ただいまのそういう計算も一つの考え方かと思ひますが、先ほども申しましたように、企画庁の方で六十年度の数字についていま先生がいろいろ部分で計算されたやつを全部方程式の体系として一挙に同時解法しているわけですよ。したがって、そ

ういふ問題はある部分だけ取り出して、ここはこうというふうな積み上げるやり方もございませうが、経済フレームの場合にはそういうものを全体で一発で出しているわけですよ。解法を。したがって、そういう問題とちよつと角度が違った議論かと思ひますが、物価の問題も織り込まれておるわけでございますし、それから税金は確かに間接税というわけではございませうが、そういうわけから、経済は、その経済を一つの方程式体系にしておくと、一時的に答えを出しちゃうておるわけですよ、一発で答えを。

そういう考え方、いま先生が言われたように、これはこうであるというふうな積み上げていって結果と比較して議論していただくというところも、それは確かに意味があることかも知れませうが、やはり七年先の経済を見通す場合に、普通を使う手法としては企画庁がやっているような手法を使うのではないかと思ひます。ちよつと大臣にお答えいただく前にもう一言申し上げたいのです。

その考え方は、それはそれでひとつ一応検討したいと思ひますが、私申し上げるのは、いまあんな言うように、いろんな条件を一発で解決できるような方程式、恐らくその中には経済成長率等々も含まれると思うんだね。ところが、問題は一般消費税そのものが財政にどういふ影響を及ぼすのか。これをほかの要件から取り出してそのものとして議論しなければ、一般消費税そのものの議論にはならぬんですよ。一般消費税は導入したらそうなるけれども、他方で経済成長率が毎年一〇%何%ずつ伸びるから、だからそのマイナス効果は減殺されるんだと、そういう方程式で出されたらこれはだめですよ。一般消費税そのものの議論にならぬです。だからちよつと申しているんですよ。

ほどの説明ではわざと落としましたけれども、地方財政に回す分、これはまだ決まっていなくて、それから仮に三二%としましたけれども、そのほかにもたとえ物価上昇によって国民の生活は圧迫され、したがってまた、GNPの伸びに対してはマイナス効果があると、これはもう衆目の一致するところですね。そしてそれがやはり税収にマイナス的な作用を及ぼす、こういう点も考えなきやいかぬと思ひます。私はそれをわざとやこしいから省略したんですがね。

それこれのことを考えて一般消費税を導入した場合にどういふような財政的な影響があるのか、これをこの財政収支試算の形で出してもらわなきゃならぬ。そうでしょう。その点どうお考えですか。ちよつと、もういいです。大臣にさつきから聞いていたから。もう時間もありません。

○政府委員(加藤隆司君) 技術的な点でございませう。間接税と一般消費税の物価の問題はいろいろ差があるかと思ひますが、間接税も物価が上がるわけでございます。それから一般消費税については企画庁から先ほど答弁ございましたように、全体的方式が決まっていなくてございませう。したがって、七年先の経済を見通す際にそれは求めても無理なんではないかなという気がするわけでございます。

んで、さしあたっては赤字国債の償却に充てるわけでございますけれども、同時にそれは主として、というよりはもうほとんど大部分が社会福祉に充てられるわけです。特に高齢者社会の熟成の過程にありませうから、今後のことを考えればもうほかの手で社会福祉を増進させる道は財源的にはないわけでございますから、そういうようなことを考えながら御提案申し上げようということでおるわけでございます。これは歳出に組まれるから、全体としてはそれは必ずしも、これは法人税でも所得税でも同じこと、多少の程度の差はあっても、それはまた消費を刺激する方向に行くと思ひますし、細かい計算、これは提案するまでにいませう。さつきから御審議の参考にしていただきたいと思います。もう税金、新税は特に悪税ですからそれは税金はないにこしたことはありませうけれども、もうそれではもたなくなっている現実の姿に政治家としていかにわれわれ対処するかという点で苦勞しているわけでございます。いろいろな点はございませうが、十分御意見を承って対処してまいりたい、こう考えます。

○渡辺武君 私の上げた点などを十分に考慮して、それでやはりこういう財政収支試算ではなくて、一般消費税を導入したらどういふことになるのかという見地からのこういう財政収支試算的なもの、これを計算してやっぱり国民の検討を仰ぐべきだと思ひますが、そういう用意があるという趣旨ですか。

○国務大臣(金子一平君) これは、むしろねらいは各年度にあるんじゃないかと申して昭和六十年にありませうから、むしろ毎年毎年の財政のあり方をどうするか、収支バランスをどう見るかという事は、毎年毎年やっぱ見直ししながら、そのときの現実の財政経済情勢に合わせたものを御審議いただくかなきゃならぬ、こういうふう

○渡辺武君 それでは、大臣が盛んに福祉のために使っていると言いつて、本当にそういうことになっているのだからかなあという点で若干の点伺いたいと思つてます。

それで、まず現在の一番近い年の数字でいいんですが、社会保障移転の国民所得に対する割合、これ西ドイツ、フランス、イギリス、アメリカ、スウェーデン、日本、これどうなっているか、伺いたいと思つてます。

○説明員(新津博典君) ただいま御質問の、社会保障移転の国民所得に対する割合でございますが、各国一九七六年でございます。西ドイツが二〇・五、フランス二七・一、イギリス一三・九、アメリカ一四・〇、スウェーデン二一・九、日本は一〇・六でございます。

なお、念のために申し添えますと、一九七九年の日本の見込みは一・二・四でございます。

○渡辺武君 そうしますと、日本はとりわけ低いということがおわかりいただけると思つてます。それほど社会保障の水準というのは貧しいんです。ところでこの七九年計画、六十年にはこの社会保障移転の比率はどのくらいになりますか。

○説明員(高橋毅夫君) 基本構想におきましては、昭和六十年におきまして一四カ二分の一の程度でございます。

○渡辺武君 現在でも著しく低いのに、昭和六十年になつても現在の西ドイツ、フランス、イギリス、スウェーデン等々——イギリスはちよつと除きますが、スウェーデンなどに比べてまだそこまでという到達しないという状況です。大変なことだと思つてます。

それで私伺うんですけれども、一体この七九年計画によりまして、六十年の国民一人当たりの社会保障の負担額、これどのくらいになるのか。それから、ついでに大蔵省の方に伺いたいんですが、この六十年の税金、これの人口一人当たりの負担額はどのくらいになるのか、これを伺いたい。

○説明員(高橋毅夫君) まず総人口の統計でございますけれども、これは昭和六十年におきましては厚生省が五十二年十一月に推計いたしました中位推計値一億二千二百三十三万人を前提にいたしまして試算をいたしてみますと、普通の場合に足元の時点の五十三年度につきましては五十二年十月一日の総理府統計局の概算値でございますが、一億一千五百九十九万人でございます。その数値を使って試算をいたしますと、人口一人当たりの社会保障負担額は五十三年度約十三万円強でございますが、六十年は三十万円強でございます。平均伸率は一三・〇弱でございます。ちなみに、社会保障移転の同じような数字を申しますと、五十三年度は十八万円程度でございます。六十年は四十四万円強でございます。その平均伸率は二二・〇強でございます。なおこの七九年間の差額をとりましますと、一人当たりの社会保障移転額は約二十二万円増加いたします。これに對しまして、一人当たりの社会保障負担額は約十七万円増加する見込みでございます。

○渡辺武君 大蔵省の方、ついでに一人当たりの五十三年度のやつを比較してください、六十年と。

○政府委員(加藤隆司君) 一人当たりの税金の額というお話でございますが、法人税等の負担も含まれて、五十三年度が約二十九万円弱でございます。六十年が七十三万円弱でございます。

○渡辺武君 それじや終わりますが、ちよつと一言だけ。

それで大臣、つまり社会保障の充実のためにおつしやるけれども、いま挙げた数字、もう時間ないから詳しく説明しませんが、そうならないと。しかも、一方これはもう国民の消費に税金がかかるという最悪な大衆課税を導入しよう。これは本当にけしからぬと思つてます。だから、私先ほど仮に導入したらどうなるかという資料を出してほしいと申し上げましたけれども、これは導入しないにこしたことはないんです。やめていただきたいですな。ほかに財源はあるんです。

その点を改めて申し上げます。○國務大臣(金子一平君) 率直に申しまして、なかなかおたくの方で御提言いただいているような財源対策では十分今日の赤字財政を賄うに足りません。やる方策としては、これは日本だけじゃございません。ヨーロッパ各国でやっております。しかも所得だけじゃなくて、こういう中成長下ではもう消費に担税力を求める以外には道がないというのが中成長、低成長下に入った各国の財政当局の物の考え方でございます。そこがちよつとやぱり私ども御理解いただけないかと思つて、十分政府の税調でも事務当局でも検討してもらっております。しかし、これはもう将来の日本をどう持っていくかという問題ですから、ひとつ十分御検討いただきまして結論を出していただきたい。御協力をお願いしたいとございまして。

○中村利次君 政府は五十三年度に、あれは臨時異例でしたか緊急異例でしたか、とにかく異例の予算を組みになって、五十二年の予算で何としましても三〇%の増だめは守るんだと言つておられた公債依存度も三〇%ということになりましたが、五十四年度の予算ではその公債依存度も四〇%、まあ三九・六と言つたらこれは四〇%みたいなもんですけれども、特例公債も八兆を越すという状態になっておるわけであり、まさにこれは異常な状態、やむを得ない、特例公債もやむを得ないと思つておるけれども、そういう状態にあるんです。

また、この財政収支の試算も、年を追うにつれて特例公債の依存から脱却するのが五十四年、五十五年、五十七年となり、五十九年、大体私ども民社党が六十年代の早い時期ということにだんだん近づいてきておるわけでありまして、そういううぐあいになっておるわけですね。

午前中からの質疑等を受けておりましたところ、私は本当に琴線に触るものがたくさんございまして、やっぱり五十四年度、来年度の予算でも政府がこれを執行される場合、かなりの不安要因があるんじゃないか、物価の問題、景気の動向、景気の動向につきましてはいまもう何か一時は政府が確信あり、自信あり、景気は回復過程にあるんだということを強弁なさいましたが、一般はどうもそれについていかなかつたが、最近これはどうしてどうして、マスコミ等ももう日本の産業構造そのものが減速経済に適應するような体質改善をやつたような報道すら散見するわけでありまして、私はかなりこれには抵抗を感じておりますけれども。

減量経営とはそれじゃ一体何だという、いろいろな課題がありますが、そういうことは時間も短いですから別にしまして、大体回復基調に乗つたという見方が非常に多くなつてまいりました。私はこれはいろいろな主張がありますが、しかしそうなつてきますと、私はそれが物価にどういう影響を与えるのか、やはりかなり心配である。イランの政変問題等を中心として午前中に指摘をされておりましたが、油の値段が上昇傾向にあることは否定できません。これは何もスポット価格がどうえらいものになっておるというそういう実績をつくつちやつたという心配だけではありませんよ。

たとえば、イランの分を肩がわりを現在しておるその他の石油輸出機構あたりがすでに値上げを始めておる。一四・五%の問題にプラスアルファをしておる。そうなりますと、かなり長期的じやなくて、中期に見て、国際的に原油の値上がりはどうも避けられないんじゃないかという不安が非常に強いんですね。私も現在ただいま想像する以上に高価格エネルギー時代に入る可能性が多分にあると思つておるんです。アメリカあたりは大変に騒ぎ回つておるんですが、日本国政府は、私の承知するところでは全く落ちついていらつしやる。イラン紛争で政府が省エネルギーを發表されましたけれども、通産省等の思惑からは、私は昭和四十八年のオイルショックで実態からは、私は昭和四十八年のオイルショックで実態からは、私は昭和四十八年パニック状態になつたので、ここでイラン情勢絡んで深刻なエネルギー危機を訴えれば、また日本の国民性からするとどえらいパニック状態にな

因があるんじゃないか、物価の問題、景気の動向、景気の動向につきましてはいまもう何か一時は政府が確信あり、自信あり、景気は回復過程にあるんだということを強弁なさいましたが、一般はどうもそれについていかなかつたが、最近これはどうしてどうして、マスコミ等ももう日本の産業構造そのものが減速経済に適應するような体質改善をやつたような報道すら散見するわけでありまして、私はかなりこれには抵抗を感じておりますけれども。

つてはという配慮があんまり強過ぎちゃって、どうも実態よりはるかに楽観した姿勢をおとりになっているんじゃないかというふうな気がいたしますよ。

それから、これも午前中すでに指摘されましたように、その他の国際的要因等からも、どうもインフレ懸念が非常に強いような気がいたします。そういう要因があつて、なかなか予算の執行、よほどこれは厳しい見方をなさらないとえらいことになるんじゃないかという不安が私にはあるというところ。

もう一つは、これは政府みずから、あるいは本会議の大平総理の答弁で、総論賛成各論反対で、これは与野党含めて積極的に取り組まなきゃなかなかむずかしいのですというかなり正直な御答弁を聞きまして、確かに行革の問題、あるいは補助金の見直しの問題等々、超党派で本当に腹をくくって取り組まなきゃならない問題があると思うのです。

五十五年から一般消費税を導入しようという方向を政府は税制調査会等のあるれによってお決めたことになって、これは大変問題があるでしょう、それで五%導入なら政府の発表でも三兆。どうも仮にこのままですと一般消費税を五十五年度に——私も反対ですが、導入されても財政の健全化が果たして達成されるかどうか。

衆議院の予算委員会に資料として提出された「特例公債の償還について」、「特例公債の償還を保障なく行うためには、まず、特例公債の発行を最少限にとどめ云々、まことに」もつともなことが書いてありますけれども、しかし、果たしてこのおりのことが裏づけをもってできるのか。そういうことを考えていきますと、全くこれはもう本心に心配でたまたまなような気がいたします。

ところが、政府の姿勢をとって見ても、これは大蔵大臣に質問する事項ではないでしょうけれども、去年の暮れに全通がストライキを打って年賀状が遅配をいたしました。そしてお年玉はがきの抽せんもおくられなければならぬような事態が

ありましたね。これは適法なストライキではありませんが、やっぱり当局としては処分問題を考えられると当然思うのですよ。ところが、その人たちに対して、何ですか、繁忙手当だかなんだか手当を出す。玄人がわかるとはかわからないんだか知りませんが、まともな国民にしてみれば、そんなことはわかりっこないんだ。なんでそんな手当てまで出さなければいけないのだ。

そういう政府の姿勢が、やっぱり医師優遇課税の問題なんかでも、これは何も政府だけに責任を転嫁するつもりはありません。超党派で取り組むべきでしょうが、大蔵省としては、とにかく手をつけたことに対して国会も評価をした方がいいじゃないかというお気持ちだろうと思うのです。私は評価できる、できないよりも、手をつけられたということに対しては敬意を表しますが、やっぱり国民の側からするとまだ納得できない。

こういうものがあつて、異常な財政状態を何とか健全化しようということをおっしゃっているわけですが、いろいろなお金を申し上げたかからお答えが非常にやりにくいかもしれませんが、大蔵大臣はどうですか、基本姿勢と財政の健全化についてどううぐあいに考えているのか、まずお伺いします。

○国務大臣(金子一平君) 大変重大な問題の御指摘を中村さんからいただいたのでございしますが、景気の方は、今日の状況から見れば、まあまあ何とか明るさを加えてきておるのじゃなからうか。もちろん構造不況業種——造船とかいろいろものがございしますけれども、しかし、いままで構造不況業種と言われておった業種の中にも大分活気づいておるものが最近たくさん出てまいっております。少しづつ違った姿になつておるようになっております。少しづつ違つた姿になつておるようになっております。

その方よりもむしろ物価が心配だと思つておられる、カーターは、いま景気よりもインフレがこわいというところで政策の方向転換をやらうとしておるといふふうに向つておりますが、これは世界

各国同じような状況にあると思つておるのです。

私も、OPECやイランの問題も御指摘いただきましたけれども、今朝来いろいろな点についてのお話を承りましたが、そういういろいろな要素を絡めて、物価対策だけはひとつ政府挙げて全般的に総合対策を策定していかねればいけません。それをやらないと、財政の円滑な運営も国民経済の安定もありませんから、そういう気持ちでおります。

それと同時に、やっぱり考えなければいけません。もう今日、つい去年までは三割が限度だと言つておつたのが四割近くまで公債依存度を上げてきてしまつております。七カ年の財政収支にも見られますように、もう大変な今後の大きな国民経済に対する負担となつておるわけですから、どうやって片づけていくかというのを考えていかなくやいかぬと思つてございまして、一般消費税の導入やらその他いろいろの税についての検討をいま進めておるわけでもございするけれども、なかなか一般消費税をやめてこれをやれば心配要らぬというふうな税がもう残つてないんですよ、正直言つて。そこへもつてきて石油ショック以来経済の流れと申しますか、経済の発展の諸条件が變つてまいりましたものから、いままでの税制では十分に機能しないような体制になつてきたわけですから、そういうところでわれわれ大いに苦悩しておるわけでもございまして、一般消費税もそんなことから御提案申し上げようというところで、いませつ

それをやり出すにつかまされて、やはり歳出全般を絡めて、機構も含めてしつかりと見直しをなさなきゃならぬ国民の皆さんの御納得をいたしたいだけ、政府が自分の足元は知らぬ顔しておつてまかり通るような世の中ではないと、私もそれは十分考へております。

三區の問題その他いろいろな御指摘がございしたけれども、ある程度、五十四年度の税制にお

て第一歩だけ踏み込んだつもりでおりますけれども、今後もしつかりそれはやられていくつもりでおりますから、御鞭撻をいただきたいと思つております。

それから、医師税制の問題も御指摘いただきましたけれども、これは四半世紀手がつかないものをやると切り込んだことだけでございまして、四千万円以上のものは五十年の政府税調の提案と同じでございまして、それ以下の分につきまして若干の手直しをしておりますけれども、これは都市と地方を問わず、日夜地域の診療に従事しておられるお医者様の公共性ある程度考へてあげなさいかぬという意味で、医師税制を改正するからといって、二十五年のいわば一種の既得権になつておるようなものを百八十度転換するわけにもいきませんから、まあ相当の前進はなかつたかと思つておる次第でございまして、まあいろいろの御議論がございまして、お医者様一人当たりすれば税負担は百万円を越えるわけで、相当な負担増と私どもは考へております。

そういういままでいろいろ議論されておる問題につきましても一つずつ解きほぐして皆様の御理解、御納得がいただけるように持つていこうというところで、ことしも租税特別措置につきましては五項目を廃止して二十五項目について圧縮をしておるといふような状況でございまして、いろいろの問題がございまして貸し倒れ引当金なんかも二〇%圧縮をするというところで、それなり努力はしておりますけれども、しかし、一般消費税導入というふうないわば日本の風土になじみのない税制まで取り入れようという際でございするから、やはりこの際は抜本的なと申しますか、革命的なと申しますか、全く白紙でこれからの歳入歳入全般を見直していくべきだと私は考へております。どうぞひとつよろしくお願ひいたします。

○中村利次君 確かに大臣がおっしゃるとおり、白紙にして、たとえば行政にしても、よく言われ

る補助金の見直しにしても、もう目をつぶっちゃ

つて補助金は全部ゼロと、それから何としてもこれはしようがないんだというものを新たに起こしていくというやり方でもすれば画期的なものができるとも思えないけれども、いまのやつを見直していこうって、どだい確かにこれは総論賛成各論反対が横行してしまっているしもうないという、日暮れて道遠しの感が確かにあると思うんです。ですから、時間もありませんから、そういうことを言っていると全然これはだめになっちゃうから、こういう問題、どうですかね。

確かにこれからもう何であろうと高価格エネルギー時代に入っていくことは間違いありません。それは私はいま私どもが頭の中で考える、そんなもんじゃない。とにかくイランの紛争、政変というちよつとしたことで十三ドル幾らの石油価格にスポット価格として七ドルから九ドルの上乗せという、本当にこれはこわいぐらいの高価格エネルギー時代に入っていくであろう。

政府が看板だけにして省エネルギーを出しになったですね。それからエネルギーの暫定見直しもお出しになっております。それによりまして、省エネルギーを昭和六十年石油換算八千万キロリッター、容易じゃありませんよ。しかしそれをやるには、これは五十二年ベースですか、六十八兆といえますかね、公的負担額が七兆だといえますから、大体六十年の見通しなんかであれしとすと、公的負担金だつて十兆を恐らく超えるだろう。しかし、これはやらなきゃならぬから、その場合には資金の裏づけ、法制上、税制上いろんな問題がある。通産省が所管でしようけれども、税制上の措置を考へるといふことになれば、これは大蔵省もかなり検討していただかなきゃ困るんですが、看板は立てられますがね、法制上、税制上、断熱材の使用について何らの手も打たれていない、あるいは太陽熱の利用、まだ本当にこれは幼稚のように見えたって、あれ全部法制上、税制上の措置をやつてごらんない、かなりなもんになりますよ、これは。そういうことを税制上から

大蔵省として検討される用意があるのかないのか。

まだ私は本当に具体的にいってば指摘をして質問もしたいんですが、もう時間が過ぎてしまいましたが、きょうはこれで残念ながらやめますけれども、私はこれは政府として真剣に対応していただいて国民、国家百年の、百年じゃなくて十年の計だな、もう十年先になつたら危ないんだから、いかがでしょう。

○政府委員(高橋元君) エネルギー対策を総合的に進めていきますために、いま中村委員からお話のように巨額の公的な資金が必要ということであるかと思ひます。

昨年のエネルギー調査会でのいろいろな資金面の御検討の中で、エネルギーの多様化を図る、それから節約を図る、新規のエネルギーの研究開発をしていく、そういうことのために公的な資金の投入が必要であるということが指摘されておりました。私もその一環として、いま中村先生からお話がありましたようないろいろな施策を含めまして総合的に資金対策を検討いたすわけでございますが、方今の財政事情でございますから、御指摘のように、どういう形で資金負担と申しますか、税負担と申しますか、持つていくか、総合的に検討を進める必要があるかというふうに考えております。

断熱材を使用した住宅の問題でございますけれども、現在事業用資産として省エネルギー設備をしますと、これは特別償却の対象になります。しかし個人の場合には、いわゆる新築住宅の取得控除というものを以外に、家を建てた場合に特別に取得控除というものを設けていないわけでございませぬ。

と申しますのは、断熱材を使いました住宅、ちよつと理屈っぽくて恐縮でございますけれども、将来のリビングコストと申しますか、光熱費が安く済むというメリットもまたあるわけでございまして、その返を全体としてどう考へるか、恐らく住宅にそういうものが普及してきます場合、たと

えば太陽熱利用施設でありますとか、断熱材の利用というのが普及してきます場合には、すでに実験的なものでなくて、そういうものの大量生産が進んでおまして、そういう将来の居住費用の低下と取得の場合の割高が見合つておるといふ形で初めて普及していくと思つてございませぬ。

そこで、そのために特別の控除を設けるということとは所得税制全体の問題からいかにいかに考へておられますかというのを考へますが、全体といたしましてエネルギー対策に必要な公的な資金をどうやって捻出するかという問題につきまして総合的に検討していただきたいというふうに考へております。

○市川房枝君 金子大蔵大臣には、大蔵委員会で御目にかかつて質問をする機会を与えられたので、この機会に、大臣に対してまず政治資金に対する課税について伺いたいと思ひます。

去る二月五日、東京地裁の刑事部で開かれましたロッキード事件の全日空ルート公判の際に、全日空の若狭前社長が、有力な政治家には益暮れに百万円ずつ二百万円ぐらい配つておられるという慣例なんだと、それで一年にはやっぱ四、五千万円そのためにかかつておられるという、それはまあ全日空のことではなく、一般的にということはおつちやつちおつちやつちですが、このことは各新聞にも大きく伝えられ、実は、国民はそういうことあるんだらうということは知つておられるんではないかと、そんなに大きな金が益暮れにということを知つて、それも裁判でそういうことをはっきりおつちやつちたんで、実はみんなびっくりしたわけでございます。

そして同時に、金を出した方あるいはもらった有力な政治家といふか、一体そういう人たちは、これは税金はどうなつておられるんだということ国民は心配をしておられるか、不思議に思つておられるか、まずそれ大臣から伺いたいと思ひます。

扱いの問題でございますので、答えさせていただきます。

政治家が受け取りますいわゆる政治献金は所得税法上雑所得の収入金額を構成するわけでございまして、この収入金額の中から必要経費を差し引いた残額がおりますれば、これが他の所得と合算して課税されると、こういう仕組みになっております。

○市川房枝君 そういう仕組みになつておるとは私も承知してはいるんですけれども、一体雑収入として考へる政治献金はどれくらいあるのかわかつておられますか。

○政府委員(米山武政君) いま申しますように雑所得の収入金額、いわゆる政治献金の中から必要経費としていろいろ政治活動に使つた費用を差し引いて、残額があればこれは確定申告をする必要があるわけでございまして、ただ、かつて私も先生方のいろいろの所得の状況につきまして国税庁が管理したことがございまして、現在特別に管理してはおりませんので、雑所得の申告、特にこの政治献金に基づく雑所得が幾らあるかというものは現在把握してはおりません。

と申しますのは、雑所得にはいまそういう政治献金の経費を差し引いた残りだけでなく、講演料とか作家以外の者が得る原稿料とか、あるいはその他いろいろの所得が雑所得の中に入つておりました、これが雑所得として確定申告の際そういうものを一緒に持つておられます。

現在雑所得の申告というのは五十二年分ですと二十四万三千件くらいございまして、特に政治献金はこのうちどれかというのには私も細分して統計を持つてはおりません。

○市川房枝君 いまおつちやつちしたのは雑所得の総額でございまして、私はそれを聞いておられるわけじゃないんで、政治献金、雑所得として扱われておられる政治献金は一体どうなつておられますかということをおつちやつちたんで。

部でございまして、私もその雑所得、いま申しました雑所得いろいろのものがございまして、それを分類した統計を持っておりませんので、雑所得の中で政治献金の必要経費を除いた分が幾らかというふうな統計を持っておりませんので、先生の御質問にちよっと答える資料持合わしておりません。

○市川房枝君 政治献金を大体雑所得に入れることが私はおかしいと思うんですが、所得税法の中にはつきり、いわゆる所得の区分というところに入っておりませんか。その他ということに入っているから、その他に入っているのかもしれないけれども、大体雑所得というのは、さつききりとおっしゃいましたけれども、原稿料とか講演とか、あるいはそういうので、そのために費やした費用を差し引いたものを雑所得として課税されているということですね。

○政府委員(米山武政君) これにつきまして、従来もいろいろ一時所得とすべきであるとか、あるいは贈与と見るのが適当であるとか、いろいろ議論があつたようございまして、やはりいろいろ分類しまして、どうしてもいままで分類されている他の所得に分類するのは適当でないということになりまして、現在のように雑所得で課税している、こうなっております。

○市川房枝君 いまもちよっとおっしゃいましたけれども、本当はこれは贈与なんだと、あるいは所得税の中で言うならば一時所得とあるべきなんだ、それを従来いろいろおっしゃいましたけれども、従来いろいろおっしゃったことを簡単に、なぜ雑

所得になったかということがまだ私納得がいかないんです。

○政府委員(高橋元君) ちよっと回りくどい御説明で恐縮に存じますが、一時所得と申しますのは、税法の定義では、「一時の所得で労働その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しない」という定義になっております。

で、そういう一時所得を含めまして他の八種類の所得に入らない分類が雑所得でございますから、この場合、国税庁の従来のもので適用上、利子でも配当でも給与でも、等々の所得でない所得という意味で、その収入から必要経費を差し引いた残りを雑所得として課税いたしておるということをお説明いたしておるわけでございます。

○市川房枝君 いま説明していただいたけれども、時間もちよっとそれわからぬですがね。しかし、時間がないから余りその問題掘り下げていくことはまた別な機会にしたいと思っておりますが、大体さつき私が政治献金の一体額はどうかですかと聞いたらわからぬとおっしゃったんです。それはわからぬはずであつて、さつきから御説明があるように、政治献金から政治活動に使つた費用を差し引いて残りがあつたらそれに課税する。残りがなかつたら届けなくてもいいんですよ。だからわかるはずないんですよ。それはもう皆さん方の方にはさんさんおわかりになつておるに受け取つておいでになるかと思つて伺つてみたんですけれども、一応現行の、要するに基本問題ありまして、現行の雑所得と政治活動に使つた云々ということを一応認めるとして、国税庁が毎年二月に私も議員に配付されておりました「所得税の確定申告について」という刷り物をいただいておりますが、それを見ますと、所得税法の三十五條で、私さつき言いましたように所得税の区分の中に入らないうんです、政治資金といふのは、雑——雑になつておるんです。わからぬものとかなつておるんですが、その説明書に

は、「主な所得の所得区分」というところに、ちやんと政治献金というのをそこへ出しておいでになるんですよ。これはちよっとおかしいんで、それならなぜ法の中にお入れにならないのか。ここの政治献金を区分にお出しになつておるの、私にはちよっとわからないわけですがね。

それから、支出要項として、どういふことになら政治活動で支出してもいいかという事項の中で、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トと七項目例示されておりますが、範囲が非常に広過ぎる。ことに、一番最後に接待供応費と書いてあるんですよ。とあることは飲むということなんであつて、余りがあつたらみんな飲むにまえばそれでいいんで、パーになつちゃうと、届ける必要もないんだと、税金も払ふ必要ないんだと、こういうことになつて、一般国民から見ると、どうも規定が非常に広過ぎて、一般国民に対しては実に国税庁はとていまして、大蔵省はどうか、厳しいの、特に議員に対してはこんなふうな非常に緩やかだという感じを持つと思つておるんですが、支出しにくい基準をもつと詳しく、もう少し厳しく考え直すといふことはお考えになつておられますか。

○政府委員(米山武政君) いま先生御指摘になりましたことでございますが、私的な消費に属する交際費や接待費は除かれ、「政治活動」に関する交際費、接待費、こう書いてあります、私もよくわからぬわけでございますが、政治活動、いろいろ広範なものを含むわけでございます、ここを余り厳密に規定してしまふのどういふか。私どもとしては、この政治資金の中から必要経費として、政治活動に必要なものをこれは経費と見ると、それ以外のものは、私的な消費に属するものではない、こういうところをはつきりさせれば、それで目的を達するのではないかと考えております。

○市川房枝君 まあ、大蔵、国税庁の解釈はそれうかもしれませんが、国民から見ればとてうかもしれませんが、さつきから政治献金の収入の中から

政治活動費、非常に広いんだけれども、それを差し引いた残りに課税する、こうなつておるんです。が、一体その残りを届け出て課税しない例といふんですか、何人ぐらいがそういう届けをなすておるのか。あるいはそれによる税額ですね、一体国税庁、どれだけの収入があつたのか、ここ二、三年の間のちよっと知らしていただきたいと思つておる。

○政府委員(米山武政君) 私どもいままでいろいろ個別の案件で、そういう課税になつた例といふのは存じております。ただ総体、全体でどれくらいあるかと申しますと、先ほどから御説明申し上げておる通り、雑所得は政治献金だけでなく、ほかにもいろいろありまして、しかも雑所得の明細な区分をした統計をとっておりませんので、政治献金に基づく雑所得の申告が幾らあるかという

○市川房枝君 それはわからぬという法はないのであつて、私はこういう規定をしておいでになるのなら、国税庁は、当然それで届け出たのは何人あると、どれくらいあるといふことはお調べになつておるはずだと思つたけれども、ここではそれは言えないといふんですか、——ということ、われわれは、それじゃゼロなんだと、届けていない人はいないの、結局税金は払つちやいないの、それを国税庁が認めておるんだと、こういう解釈をせざるを得ないわけであつて、非常に不明瞭だ、こう言つていいかと思つておる。

私は、せめて国税庁は、政治献金の収入額とそれから支出額を届けてもらふ。そうして赤字が出た、あるいは余つたという数字はそこに出してもらふ。それで、余らないでゼロになつたというならば、まあそれはそれで、一応現在のあれではやむを得ないとしても、一体幾らあるかわからぬといふふうな状態でも、ほとんどそれは課税されてない。国民の手前には、政治献金の中から政治活動に使つた費用は差し引いて残りに課税しておる、と申すと、いかにも税金を課しているみたいに見えるけれども、実際はゼロですわね。一種のこ

まかしだと私は思うのですよ。

だから赤字が出た場合に、これはおもしろいこと、前にはその赤字分の税金を歳費なんかの払った税金から戻したことがあったでしょう。けど、それはおかしいというので、それは訂正になって、いま赤字が出てもそれはあれしませんが、こういうことになっていることは私も承知をしていっているわけですが、しかし、そういう計算でも出ないと、全く私は国民としては納税ができません、そう言ってもいいんじゃないかと思いません。それはどうですか、そういう計算。

○政府委員(米山武政君) 雑所得の申告義務がある方は、雑所得の収入から経費を引いた残りでございます。これは、たとえば原稿料にしても、その他株の売買にしてもすべて同じでございます。特に所得のないのに計算を義務づけるという、特別な政治家だけにそういうのをするというのも、一般の納税者と同じ扱いにしておりますので、所得がない方にその計算を出すようには現在しておりませんし、また、するのめかえって不公平になるんじゃないかという気がいたしません。

○市川房枝君 雑所得の解釈を、全く政治献金だけ別にして、それで、やれ一緒だ一緒だとおっしゃって、どうも納得ができません。まあそれはそれくらいにおきましよう、時間もないので。

政治家の私はモラルがいまほど厳しく問われている時代はないと思います。ロッキード事件に続いて、ダグラス、グラマンの事件が起きている現在、私は政治家の金銭感覚を清潔にする必要がある、それには課税の問題をもっと明朝にはっきりと示すことが必要だと思います。

それからなお、先ほどからいろいろな委員の方から御意見が出ておりましたが、現在、一般消費税導入の問題に直面して、国民の間に税金の面での社会的な不公平を取り除くということを求める声が非常に高いのですよ。こういう際にですね、政治献金と課税の問題を私は国税庁もろんですけ

れども、大蔵大臣、これをどうお考えになりますか。これを少し再検討する、部分的にでも再検討するというお考えはないかどうか、これは大臣から御返事を願いたい。

○國務大臣(金子一平君) 政治献金につきまして、先般の政治資金規正法の改正によりまして、相当厳しいところまでいってまいります。

○市川房枝君 税金じゃないですよ、あれは。○國務大臣(金子一平君) いやそれで、これは受けた方は、まあ政治団体があればそこへ入れる、これは課税の問題は起こりませんけれども、いま市川さんがおっしゃっていらっしゃるのは、裏金なんかで自分のふところに入つたやつ課税の問題をどうするかということだろうと思うのです。

○市川房枝君 つまり裏金といえますか、個人が受けた。○國務大臣(金子一平君) 個人が受けたのは、これは当然課税になるのがあたりまえでございます。いま国税庁の次長が一々統計的には金額が幾らになつていっているというようなことは申しませんでしたけれども、相当厳しい調査をやり、それで課税も現実に行つておるのが私には実情と考えております。また、裏金等が出ておつて申告をされなかつた方には、後からぜひひとつ申告してくださいよというふうなことで申告の懲罰もしておつておられますので、相当厳しい体制に現在なつておりますし、私はやはり今日これだけ税負担が厳しいということになりますと、それはひとつ喜んで御協力いただけるように持つていかにかいかなと考へておる次第でございます。

○市川房枝君 最後に。大臣からいま相当厳しくやっているとおっしゃつたが、私はそれは思わない、ある程度調査をやつておるんですけれども、しかし、いま大臣から、皆さんの協力を得てこの問題を考えたいというお言葉がありましたから、それを信頼して、次の機会にまた伺いたいと思つています。

私の話は終わりました。ありがたうございました。

○委員長(坂野重信君) 大蔵大臣の所信に対する質疑は終了いたしました。

○委員長(坂野重信君) 関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び航空機燃料税法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたしまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず政府から順次趣旨説明を聴取いたします。金子一平大臣。

○國務大臣(金子一平君) ただいま議題となりました関税暫定措置法の一部を改正する法律案並びに航空機燃料税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。この法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応するため、関税率等について所要の改正を行おうとするものであります。以下、この法律案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、最近における産業の状況等を勘案し、十五品目に係る関税率の改正を行うことといたしております。

まず、フルフルール等十一品目について、その自給率、外国産品との競争力等国内産品の実情を考慮し、課税負担の適正化を図るため、関税率を引き下げる等所要の改正を行うことといたしております。

なお、アルミニウム製錬業界が深刻な状況にあること等を考慮し、アルミニウムの塊に対する関税割当制度を五十四年度に限り存続することと、一次税率を引き下げることといたしております。

第二に、昭和五十四年三月三十一日に適用期限の到来する原重油等九百五十一品目について、その適用期限を一年間延長することといたしております。

第三に、昭和五十四年三月三十一日に適用期限の到来する原油関税に係る減免還付制度について、石油化学製品製造用原油の減税制度等を廃止するほか、それぞれ適用期限を一年間延長することといたしております。

次に、航空機燃料税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。政府は、航空機燃料に係る税負担の現状及び空港整備財源の充実等の要請に顧み、今次の税制改正の一環として、航空機燃料の税率を引き上げることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

この法律案は、航空機燃料の税率について、一キロリットル当たり現行の一万三千円を二万六千円に引き上げることといたしております。

以上、関税暫定措置法の一部を改正する法律案並びに航空機燃料税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由とその内容を申し上げます。何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいませうようお願い申し上げます。

○委員長(坂野重信君) 両案に対する質疑は、後日に譲ります。本日はこれにて散会いたします。午後四時二十五分散会

二月十五日日本委員会に左の案件が付託された。
一、関税暫定措置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十四日)
一、航空機燃料税法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法の一部を改正する法律案
関税暫定措置法の一部を改正する法律案
関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)

の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第七条第一項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に、「次の各号に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に掲げる割合を」一キロリットルにつき五百三十円の割合に改め、同項各号を削り、同条第四項中、「同表第二七・一一号に掲げる石油ガス（以下「石油ガス」という。）又は同表第二七・一四号の「一」に掲げる石油アスファルト（以下「石油アスファルト」という。）を」又は同表第二七・一一号に掲げる石油ガス（以下「石油ガス」という。）に改め、同条第五項中、「石油ガス又は石油アスファルト」を「又は石油ガス」に改め、同条第五項中、「石油ガス又は石油アスファルト」を「又は石油ガス」に改める。

第七条の二第一項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

別表第一〇七・〇一号中「五円」を「六円七角」に、「七角」を「七角七銭」に、「こえる」を「超える」に改める。

別表第一二二・〇七号中
当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの
無税

別表第一二七・〇九号を次のように改める。
一キロリットルにつき
六四〇円

別表第一二九・三五号中「六・二五％」を「無税」に改める。
ハムケーシングその他これに類する物品（管状のものに限る。）
無税

別表第一三九・〇三号中
ハムケーシングその他これに類する物品（管状のものに限る。）
無税

十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第七条の三の見出し中「石油化学製品製造用原油の減税及び」を削り、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「石油アスファルト、関税定率法別表を」関税定率法別表第二七・一四号の一に掲げる石油アスファルト、同表に、「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項を同条第二項とする。

第八条第一項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第九条第一項、第十条第一項及び第十條の二中「第七条の三第一項」を削る。

第十一条第一項中、「第七条の三第一項」を削り、「第七条の三第三項」を「第七条の三第一項」に改める。

第十二条第一項中「第七条の三第三項」を「第七条の三第一項」に改める。

別表第一三九・〇七号中
(1) 第三九・〇三号の二の四に該当するハムケーシングその他これに類する物品（管状のものに限る。）の製品
(ii) 平らにした幅が九〇ミリメートル以上のもの
(iii) その他のもの
無税

別表第一三九・〇三号の二の四に該当するハムケーシングその他これに類する物品（管状のものに限る。）の製品
無税

別表第一四三・〇一号中
うさぎの毛皮
無税

別表第一四三・〇一号中
うさぎの毛皮
無税

別表第一四四・〇一号中
うさぎの毛皮
無税

別表第一七〇・一三号中「ガラスセラミックス製のもの」の下に「及びその製造の用に供するもの」を加える。
別表第一七六・〇一号中「五・五％」を「四・五％」に改める。
別表第一八四・〇八号を次のように改める。

別表第一八四・〇八号を次のように改める。
一 原動機
(一) その他のものうち
(1) ガスタービン
(ii) 船舶用のもの
(iii) その他のもの
(2) 船舶用のハイドロジェットエンジン（一分間につき八〇トン以上吐出することができるものに限る。）
無税

二 原動機の部分品
(一) その他のものうち
船舶用のガスタービン又はハイドロジェットエンジンの部分品
無税

別表第一八四・六二号の次に次の一号を加える。
八四・六三
伝動軸、クランク、ベアリングハウジング、プレインベアリング並びに歯車及び歯車伝動機（摩擦車及びギヤボックスその他の変速機を含む）、はずみ車、プーリー、プーリーブロック、クラッチ並びに軸継手
二 その他のものうち
船舶用の減速機（原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転することができるものに限る。）及びその部分品
無税

別表第一八四・六二号の次に次の一号を加える。
八四・六三
伝動軸、クランク、ベアリングハウジング、プレインベアリング並びに歯車及び歯車伝動機（摩擦車及びギヤボックスその他の変速機を含む）、はずみ車、プーリー、プーリーブロック、クラッチ並びに軸継手
二 その他のものうち
船舶用の減速機（原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転することができるものに限る。）及びその部分品
無税

別表第一八四・六二号の次に次の一号を加える。
八四・六三
伝動軸、クランク、ベアリングハウジング、プレインベアリング並びに歯車及び歯車伝動機（摩擦車及びギヤボックスその他の変速機を含む）、はずみ車、プーリー、プーリーブロック、クラッチ並びに軸継手
二 その他のものうち
船舶用の減速機（原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転することができるものに限る。）及びその部分品
無税

別表第一八四・六二号の次に次の一号を加える。
八四・六三
伝動軸、クランク、ベアリングハウジング、プレインベアリング並びに歯車及び歯車伝動機（摩擦車及びギヤボックスその他の変速機を含む）、はずみ車、プーリー、プーリーブロック、クラッチ並びに軸継手
二 その他のものうち
船舶用の減速機（原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転することができるものに限る。）及びその部分品
無税

別表第一八四・六二号の次に次の一号を加える。
八四・六三
伝動軸、クランク、ベアリングハウジング、プレインベアリング並びに歯車及び歯車伝動機（摩擦車及びギヤボックスその他の変速機を含む）、はずみ車、プーリー、プーリーブロック、クラッチ並びに軸継手
二 その他のものうち
船舶用の減速機（原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転することができるものに限る。）及びその部分品
無税

別表第一第八四・六四号の次に次の一号を加える。

八四・六五

機械類(電気機器を含む。)の部分品接続子、絶縁体、コイル、接
触子その他の電気用物品及びこの類の他の号に該当するものを除
く。)のうち

船舶用のプロペラ(羽根の長さがその幅の最大寸法の五倍を超
えるものに限る。)及びこれに附属する可変ピッチ装置並びにこ
れら部分品

別表第一の第三八四・〇八号を次のように改める。

八四・〇八

その他の原動機

一 原動機

(一) 航空機用のもの

(二) その他のものうち

ガスタービン(船舶用のものを除く。)

その他のもの(船舶用のハイドロジェットエンジン)(一
分間につき八〇トン以上吐出することができるものに
限る。)を除く。

二 原動機の部分品

(一) 航空機用のもの

(二) その他のものうち

船舶用のガスタービン又はハイドロジェットエンジ
ン
の部分品以外のもの

別表第二第二二・〇七号中

二 除虫菊

一二 その他のものうち

キューベ根、大麻草、けしがら及びおたねにんじん以
外的もの

別表第二第二二・〇六号中

カシニューナット(バルブ状にしたものを除く。)

くり(砂糖を加えたものうち、かん詰、びん詰又は
つぶ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログ
ラム以下のものに限るものとし、いつたもの又はバル
ブ状にしたものを除く。)

カシニューナット(バルブ状にしたもの
を除く。)

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行

(経過措置)

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法

する。

する。

する。

昭和五十四年二月二十八日印刷

昭和五十四年三月一日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K

(以下「旧暫定法」という。)第七条第一項第一号
又は第七条の三第一項の規定により関税の軽減
を受けた物品については、なお従前の例によ
る。

3 この法律の施行前に旧暫定法第七条第四項の
規定により関税の還付を受けることができる場
合に該当することとなつた場合における関税の
還付については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為及び前二項の規
定により従前の例によることとされる物品又は
関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為
に対する罰則の適用については、なお従前の例
による。

航空機燃料税法の一部を改正する法律案
航空機燃料税法の一部を改正する法律
航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)の一
部を次のように改正する。

第十一条中「一万三千元」を「二万六千元」に改め
る。

附則

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行
する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきで
あつた航空機燃料税については、なお従前の例
による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定
により従前の例によることとされる航空機燃料
税に係るこの法律の施行後にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例による。